

# 吉岡町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年3月

吉岡町



## はじめに

近年、急速な少子化の進行や待機児童問題など、子ども・子育てをとりまく環境は深刻化しています。

これらを背景に、国は平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させました。これにより、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実、待機児童の解消や子どもが減少傾向にある地域での保育支援などを行っていくものです。

本町は、交通網の整備や農地の宅地化が進んでいること、子育て施策に力を入れていることなどにより、若い世代の転入者が増加しています。人口増加率は県内で最も高くなっており、今後もさらなる道路網の開通などにより、人口が増加していくことが見込まれています。

子育て支援施策におきましては、平成 17 年に「吉岡町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成 22 年に「吉岡町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定、「子どもたちの夢を育てるまち 吉岡～子育て・夢育て吉岡ナンバーワン～」を基本理念とし、計画の推進に努めてまいりました。また、「子育てするなら吉岡町」をモットーに保育サービスや放課後対策の充実、子育ての経済的負担軽減などに取り組んでまいりました。

今回、これらを引き継ぐ新たな計画として「吉岡町子ども・子育て支援事業計画」を作成いたしました。これにより、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、保育教育事業に対するニーズに応じていくための体制づくりを進めていきます。

最後に、この計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた保護者の皆様、計画策定にご協力いただいた吉岡町子ども・子育て会議委員の皆様方に心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に向けて、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

吉岡町長 石 関 昭



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 はじめに	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画期間	3
1-4 策定体制	3
1-5 少子化対策の流れ	4
2 子ども・子育て支援制度の概要	5
2-1 子ども・子育て関連3法	5
2-2 制度の全体像	6
(1) 子ども・子育て支援法のサービス	6
(2) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供	8
(3) 保育の必要性の認定について	9
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	10
1 統計データからみた現状と課題	10
1-1 人口の状況	10
(1) 人口の推移	10
(2) 出生等の状況	11
(3) 将来の人口推計	12
1-2 世帯の状況	13
(1) 世帯の状況	13
(2) 未婚の状況	15
1-3 就労状況	16
2 子ども・子育て支援事業の現状	17
2-1 子ども・子育て支援事業（教育・保育サービス）の利用の現況	17
(1) 保育所・幼稚園	17
(2) 放課後児童クラブ	18
2-2 次世代支援行動計画（後期計画）の取り組み状況	19
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	20
1 計画の基本的な考え方	20
1-1 基本理念	20
1-2 基本的な視点	21
2 施策の体系	22
第4章 子ども・子育て支援策の展開	23
1 子育て家庭等への支援	23
1-1 多様な保育サービスの提供	24
1-2 家庭での養育・教育支援	26

1-3	障がい児施策の充実	28
1-4	ひとり親家庭等への支援	29
2	仕事と生活の調和の実現	30
2-1	仕事と子育ての両立と子育てへの男女共同参画の促進	31
3	母と子の健康づくり	32
3-1	妊娠・出産期の支援	33
3-2	健やかな成長・発達支援	34
4	子どもの「生きる力」の育成	36
4-1	生きる力を育む教育の推進	37
4-2	次代の親の育成	38
4-3	子どもの権利・意見の尊重	39
5	子ども・子育てを支える地域づくり	40
5-1	社会全体の関心の喚起	41
5-2	子育て仲間（コミュニティ）づくり	41
5-3	地域の子育て支援体制づくり	42
5-4	児童虐待への対応	43
6	子ども・子育てに配慮したまちづくり	44
6-1	遊び場などの整備	44
6-2	子ども等の安全の確保	45
第5章	子ども・子育て支援制度に基づく目標設定	47
1	事業量推計	47
1-1	推計の流れ	47
1-2	児童人口・家庭類型別児童数の推計	48
(1)	児童人口の推計	48
(2)	幼児期の学校教育・保育の量の見込み	50
2	提供体制の確保の内容	51
2-1	教育・保育提供区域について	51
(1)	教育・保育提供区域とは	51
(2)	区域設定	51
2-2	子どものための教育・保育給付	51
(1)	提供体制の確保の内容及びその実施時期	52
2-3	地域子ども・子育て支援事業の提供	54
2-4	その他の推進方策	60
第6章	計画の推進体制	61
1	計画の実現に向けた役割	61
(1)	家庭の役割	61
(2)	地域の役割	61
(3)	事業所の役割	61
(4)	行政等の役割	61
2	計画の推進体制	62

資 料 編 .....	63
資料 1. アンケート調査結果の概要 .....	65
1-1 調査の概要 .....	65
1-2 調査結果の概要 .....	66
(1) 家族の状況について .....	66
(2) 子育てをめぐる環境について .....	66
(3) 保護者の就労状況 .....	67
(4) 保育所や幼稚園などの利用について .....	67
(5) 一時預かり等の利用意向 .....	69
(6) 子育て関連サービスの認知状況 .....	71
(7) 放課後の過ごし方・放課後児童クラブの利用意向 .....	72
(8) 育児休暇未取得理由 .....	73
(9) 児童虐待について .....	74
(10) 子育ての気持ち .....	74
資料 2. 吉岡町子ども・子育て会議 .....	75
2-1 子ども・子育て会議設置条例 .....	75
2-2 子ども・子育て会議委員名簿 .....	77



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 はじめに

### 1-1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や都市部を中心とした待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートするにあたり、市区町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

町では、平成17年に「吉岡町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年に「吉岡町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援施策や教育・保育事業の充実に努めてきました。

「子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」）は、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、教育・保育事業に対するニーズに応じていくための体制づくりを進めていきます。

## 1-2 計画の位置づけ

### ①計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

本計画には、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。

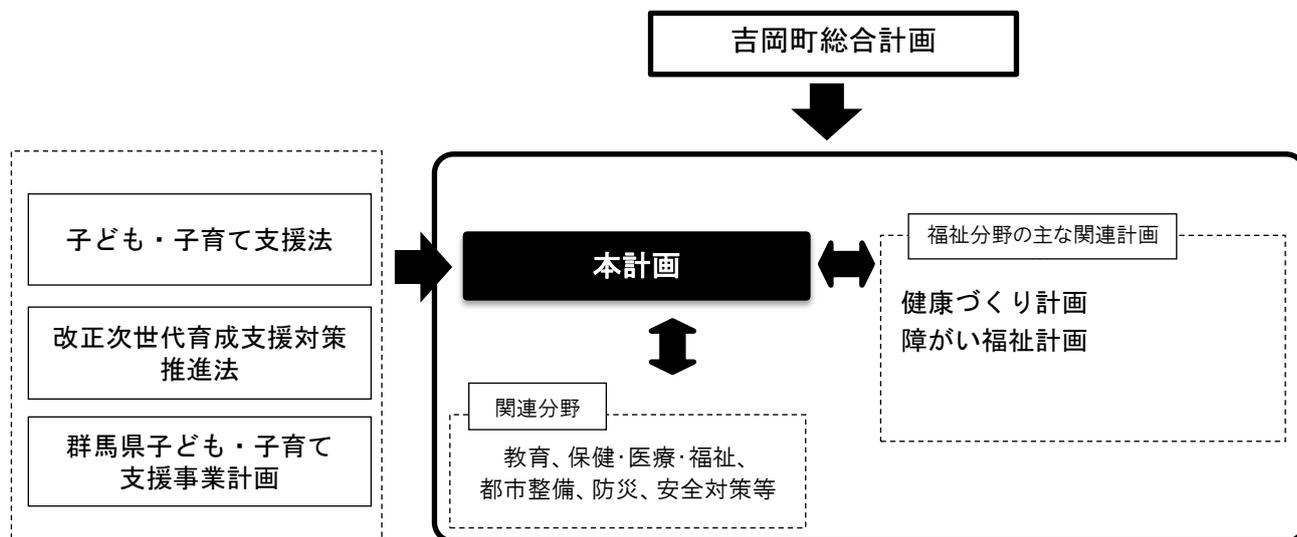


### ②本計画の位置づけ

本計画は、吉岡町総合計画の分野別個別計画に位置づけられます。

本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、群馬県子ども・子育て支援事業計画、本町の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図っています。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、保育所、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



### 1-3 計画期間

---

本計画は、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とします。

### 1-4 策定体制

---

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「吉岡町子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行いました。当会議は、町内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されております。会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

## 1-5 少子化対策の流れ

---

### ①初期の少子化対策

平成2年頃から出生率の低下・子ども人口の減少が注目され、少子化の流れを変えるための対策が講じられるようになりました。

平成6年には、主に保育の拡大を目指す「エンゼルプラン」が策定され、平成11年には幅広い子育て環境整備を視野に入れた「新エンゼルプラン」が策定されました。

### ②次世代育成支援対策等

平成15年には、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体と特定事業主がそれぞれ「行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度にかけての10年間に次世代育成支援の集中的な取り組みを実施することを定められました。

また、同じく平成15年に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定され、これに沿って各種の対策が進められましたが、平成22年には、新たに「子ども・子育てビジョン」が策定され、これを起点として、「子ども・子育て支援新制度」の検討・議論が進められました。

吉岡町においても、「吉岡町次世代育成支援行動計画（前期計画）」（計画期間：平成17年度～平成21年度）とこれに続く「吉岡町次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、関連施策・事業を推進してきました。

### ③子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」など「子ども・子育て関連3法」が制定されました。「子ども・子育て関連3法」に基づく制度は、「子ども・子育て支援新制度」と呼ばれ、平成27年4月から本格的にはじまることになっています。

なお、平成26年度末に終了予定であった「次世代育成支援対策推進法」は、主に事業主が行う取り組みの根拠法として10年間延長されることになりました。

#### 【子ども・子育て関連3法】

子ども・子育て支援新制度の根拠法となる子ども・子育て関連3法とは、次に掲げる3つの法律の総称です。

○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律〔認定こども園法改正〕

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔整備法〕

## 2 子ども・子育て支援制度の概要

### 2-1 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て関連3法は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律で、以下の3つの法律で構成されています。

#### 1. 子ども・子育て支援法

- ① 子ども・子育ての基本理念、各主体の責務等を規定
- ② 子ども・子育て支援給付の創設
  - ・施設型給付、地域型保育給付を規定
  - ・子ども・子育て支援給付の支給認定
- ③ 教育・保育施設及び地域型保育事業者の確認
- ④ 地域子ども・子育て支援事業を規定
- ⑤ 子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付け
- ⑥ 子ども・子育て支援会議の設置に関する努力義務

#### 2. 認定こども園法

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)

- ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
- ② 幼保連携型認定こども園
  - ・教育基本法第6条に基づく学校であることを明示
  - ・設置主体は国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人（株式会社は不可）
  - ・園長及び保育教諭の配置を規定
- ③ 公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例

#### 3. 整備法

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

- ① 児童福祉法の一部改正
  - ・市町村による保育の実施義務を規定
  - ・保育所は欠格事由に該当しない限り原則認可
- ② 幼保連携型認定こども園が「児童福祉施設」と「学校」のどちらに含まれるか明確化するための改正等
- ③ 「学校」の定義に幼保連携型認定こども園を加えることに伴う関係法令の改正等（地方自治法、教育職員免許法など）

## 2-2 制度の全体像

### (1) 子ども・子育て支援法のサービス

制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

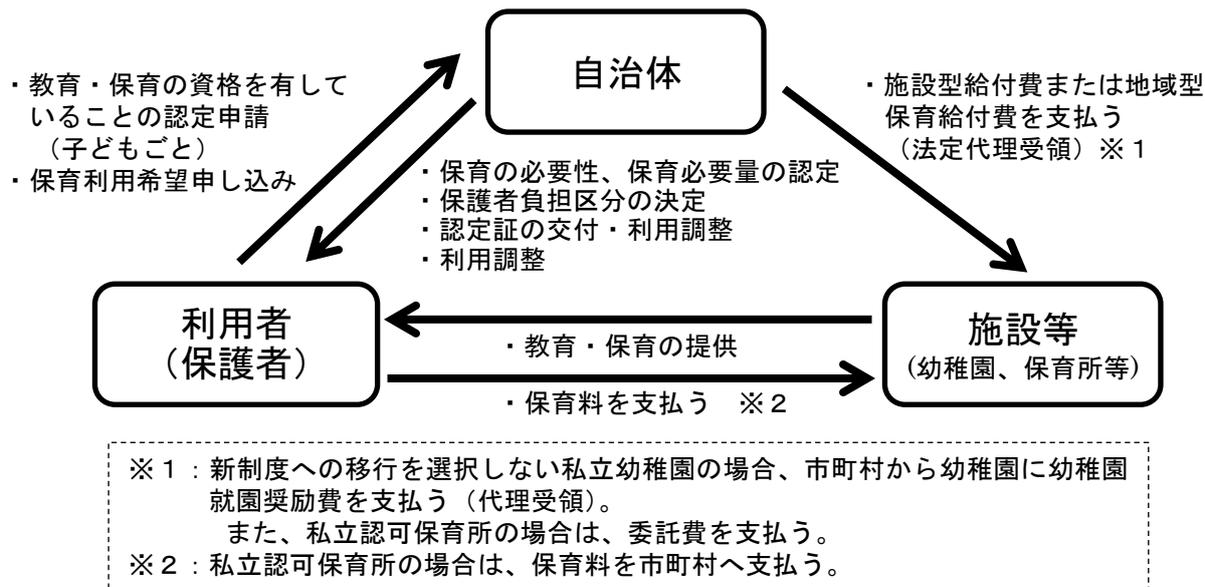
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園
				新制度への移行を選択する私立幼稚園
			2. 保育所	
			3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園
				幼稚園型認定こども園
				保育所型認定こども園
				地方裁量型認定こども園
	給付	地域型保育	4. 小規模保育事業	
			5. 家庭的保育	
			6. 居宅訪問型保育	
			7. 事業所内保育	
	地域子ども・子育て支援事業		1. 利用者支援事業	
			2. 地域子育て支援拠点事業	
			3. 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）	
		4. 乳児家庭全戸訪問事業		
		5. 養育支援訪問事業等		
		6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）		
		7. 一時預かり事業		
		8. 病児・病後児保育事業		
		9. 時間外保育事業（延長保育事業）		
		10. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		
		11. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
		12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業		
		13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		
子ども・子育て支援法以外		新制度への移行を選択しない幼稚園		

#### ①子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

■給付の仕組み（イメージ）



出典：子ども・子育て会議（内閣府）

◆施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

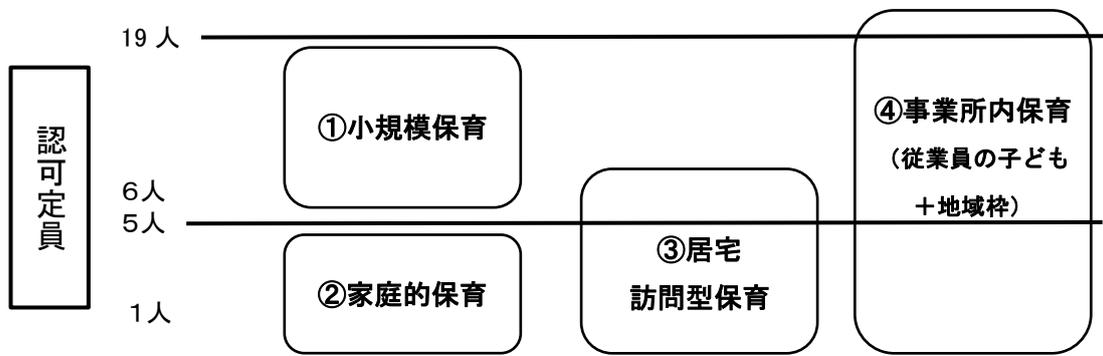
ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- 1) 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 2) 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◆地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。



出典：子ども・子育て会議（内閣府）

## ②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業に定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、吉岡町では、13事業以外にも独自の施策を展開していきます。

## (2) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

### ①認定こども園制度の改善

- ・従来の認定こども園制度は、幼稚園・保育所、それぞれの認可を受けなければならないこと、また、財政的にも、幼稚園部分は私学助成、保育所部分は保育所運営費を別々に受ける手続きを経なければいけないことなど、手続きの煩雑さや財政支援の不十分さが指摘されていました。
- ・認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園については、認定こども園として一つの認可を受けるだけで良くなり、これに伴い指導監督も一本化されます。
- ・また、財政措置についても、私学助成・保育所運営費が別々に支給されるという従来の状況を改め、新たに設けられる「施設型給付」により給付が一本化されます。
- ・なお、幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人となります（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない）。

### ②保育に係る認可制度の改善

- ・新制度における保育については、従来の認可制度を前提としながら、保育需要の増大に機動的に対応できるようにするため、認可制度の改善が図られます。
- ・社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加え、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことと求めた上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除いて認可します。
- ・町は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、適正な給付の維持のため、施設・事業に対する指導監督を実施します。

### (3) 保育の必要性の認定について

- ・新制度においては、保育所等への入所申し込みから切り離れた手続きとして、保育の必要性の認定を行うこととなります。
- ・これにより、潜在的需要を含めて地域の保育需要を従来よりも正確に把握することが可能になります。

#### ①認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

区分	対象者	利用サービス
1号	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
2号	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育所 認定こども園
3号	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育所 認定こども園 地域型保育

#### ②認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

##### ◆事由

- 1) 就労：フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労
- 2) 就労以外の事由：保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして町が定める事由

##### ◆区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

- 1) 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- 2) 保育短時間：主にパートタイムの就労を想定した短時間利用  
（本町では、下限時間を月64時間以上と設定）

##### ◆優先利用

- ・ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子どもなど。

# 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

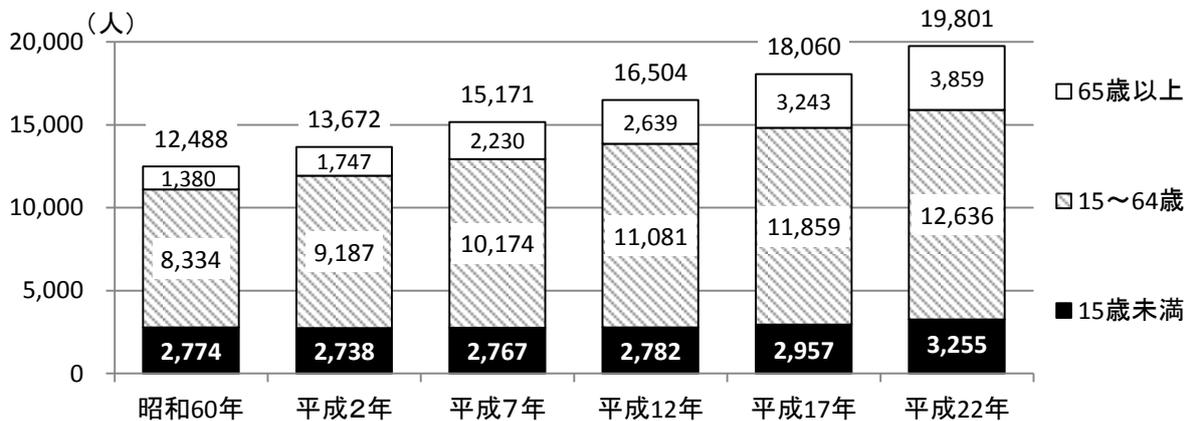
## 1 統計データからみた現状と課題

### 1-1 人口の状況

#### (1) 人口の推移

- 本町の総人口は、増加傾向にあり、昭和60年の1.2万人から平成22年に2.0万人となり、25年間で7千人強増加しています。
- 15歳未満の人口（比率）は、昭和60年の2.8千人から平成22年3.3千人と、25年間で約500人増加していますが、全人口に占める割合は22.2%から16.5%と、5.7ポイント低下しています。

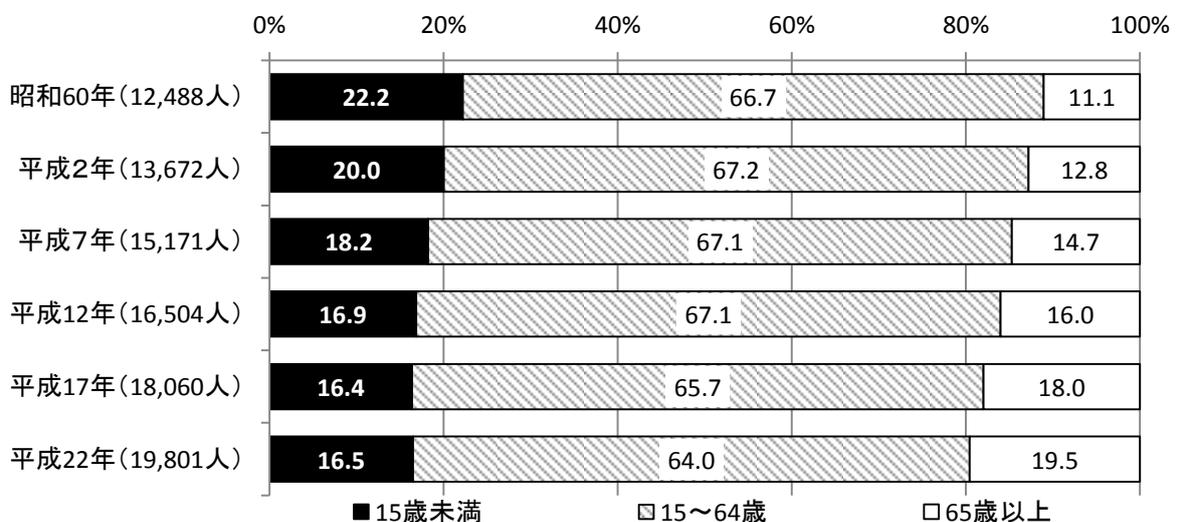
#### ■ 年齢3区分別の人口の推移



※人口総数は年齢不詳を含むため、年齢区分別の人口の合計値と一致しない場合がある。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

#### ■ 年齢3区分別人口比率の推移



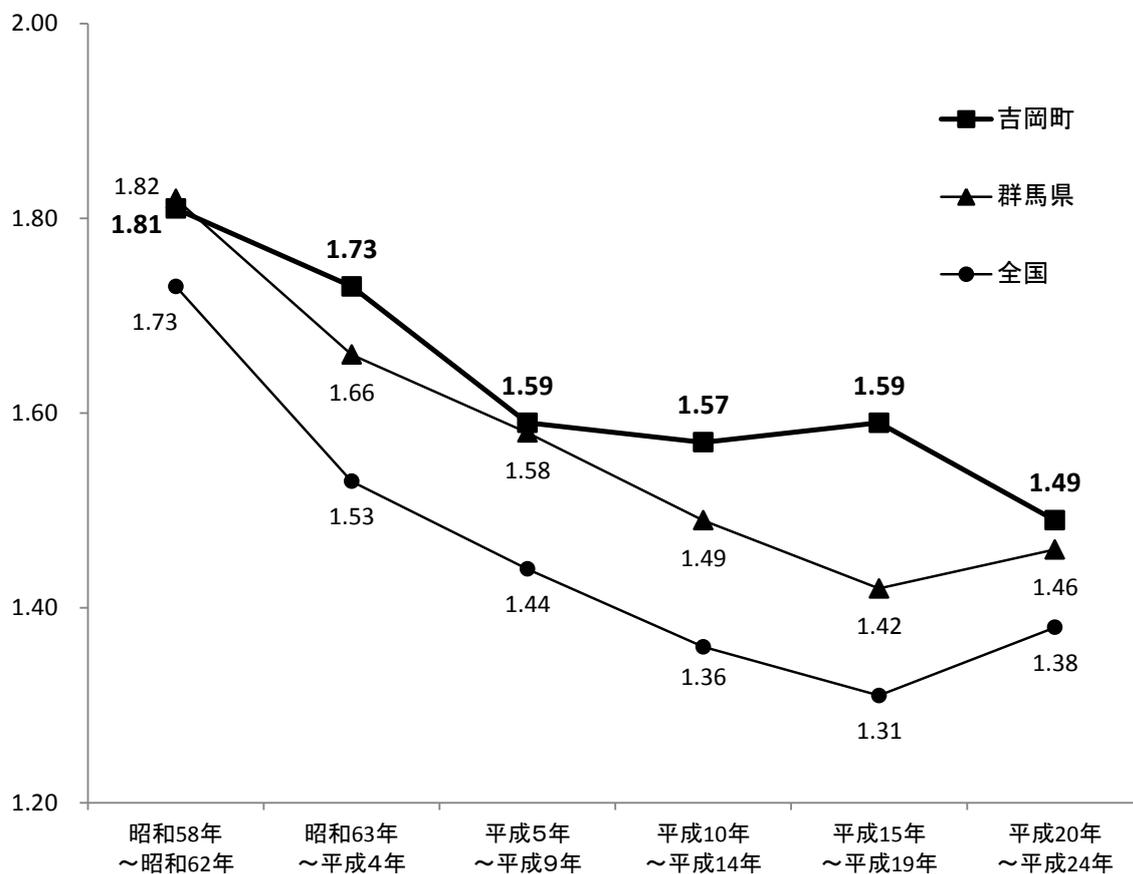
※小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (2) 出生等の状況

- 合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）の推移をみると、「平成5年～9年」から「平成15年～19年」は横ばいで推移していましたが、「平成20年～平成24年」は低下して1.49となり、人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回っています。

### ■ 合計特殊出生率の推移

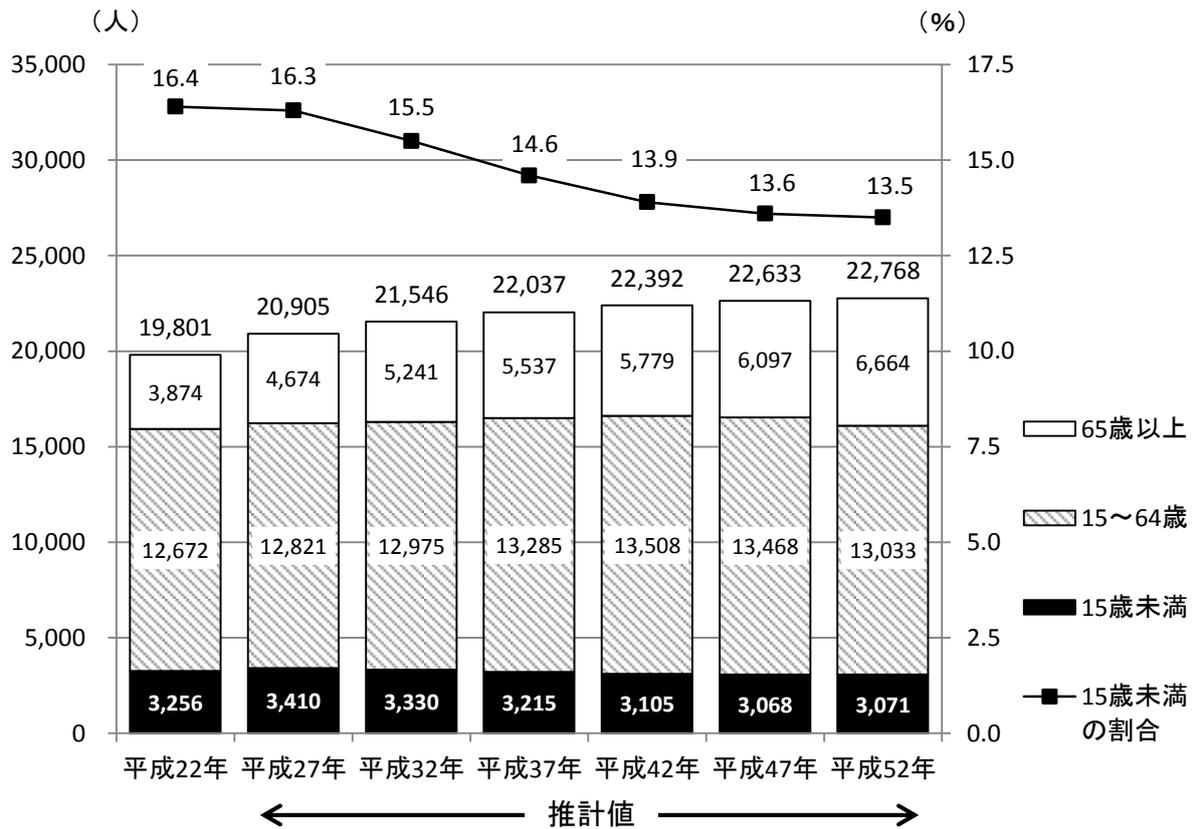


資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

### (3) 将来の人口推計

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の人口は増加傾向にあり、平成37年には、総人口が約2.2万人となると推計され、平成22年と比べて約2千人（約11%）増加すると推計されています。
- 15歳未満の人口（比率）は、平成27年以降減少に転じると推計され、平成27年の3.4千人（16.3%）から平成37年には3.2千人（14.6%）と、10年間で約200人（1.7ポイント）減少すると見込まれます。

■ 年齢3区分別人口推計



※平成22年の年齢区分別人口は国勢調査結果の年齢不詳を補正した人口。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）

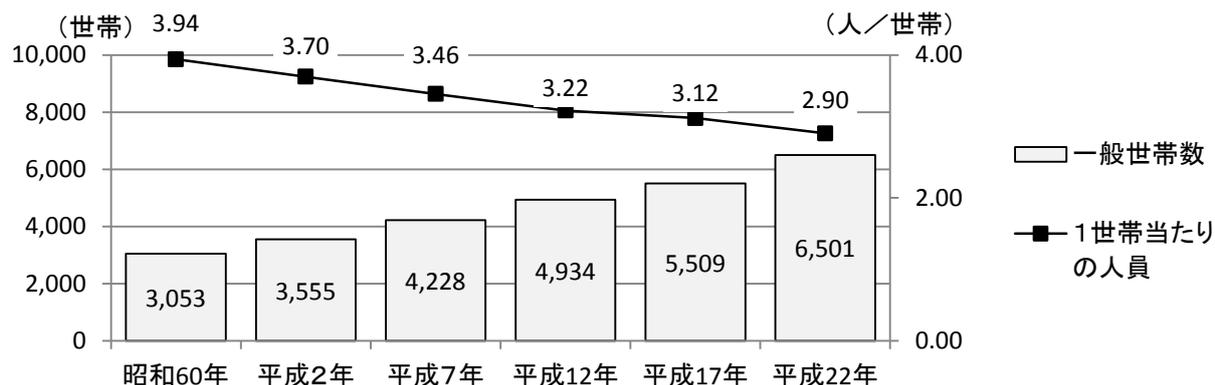
## 1-2 世帯の状況

### (1) 世帯の状況

#### ①一般世帯数の推移

- 一般世帯総数は増加し続けており、昭和60年から平成22年までの25年間で3.5千世帯増加しています。
- 「1世帯当たりの人員」は減少を続けており、昭和60年には3.94人でしたが、平成22年に3人を下回り、2.90人となっています。

#### ■一般世帯数と平均世帯人員の推移

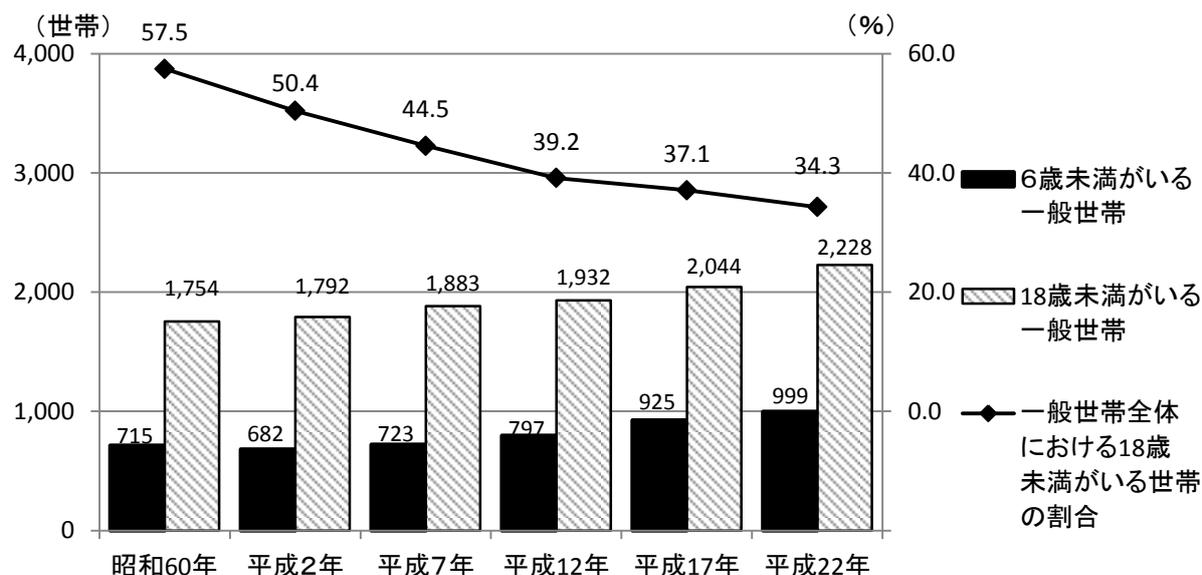


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

#### ②18歳未満がいる一般世帯数の推移

- 18歳未満がいる一般世帯についてみると、平成22年現在、「6歳未満がいる一般世帯」は1千世帯、「18歳未満がいる一般世帯」は2.2千世帯で、ともに増加傾向にあります。
- 一般世帯全体における「18歳未満がいる一般世帯」の割合は、昭和60年は57.5%でしたが、平成22年は34.3%と、低下しています。

#### ■18歳未満がいる一般世帯数（割合）の推移



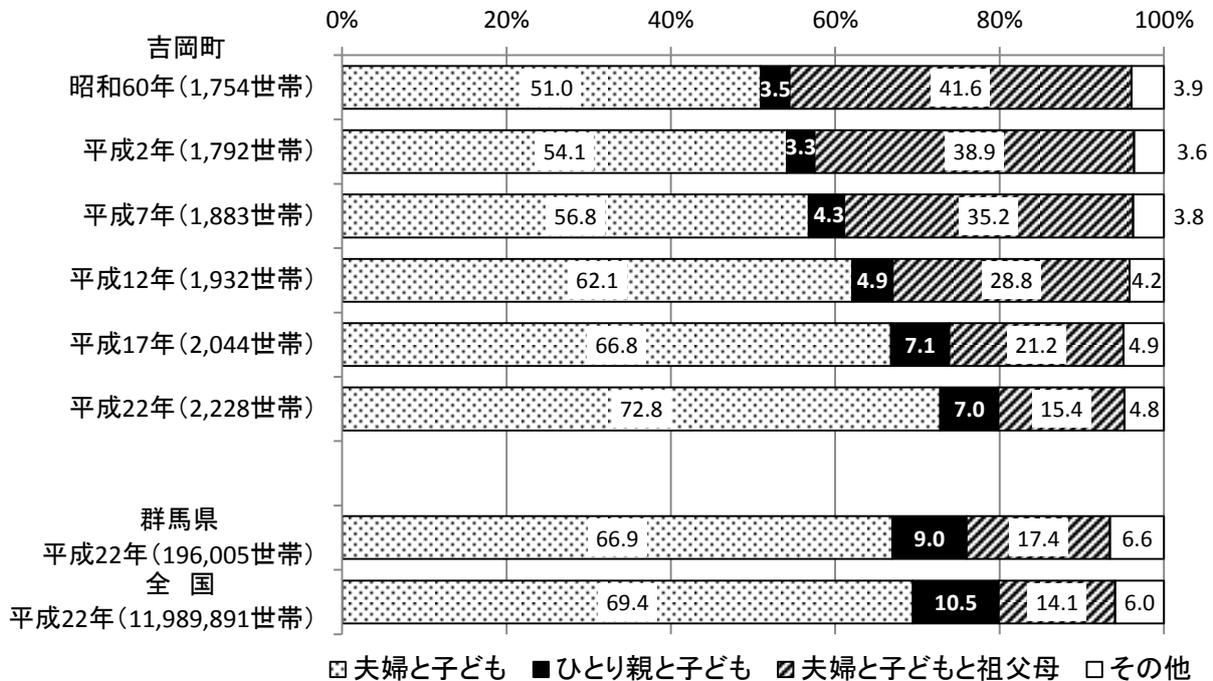
※18歳未満がいる一般世帯：6歳未満がいる一般世帯を含む。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### ③世帯類型の推移

- ・18歳未満がいる一般世帯の世帯類型をみると、「夫婦と子どもと祖父母」の割合が低下し、「夫婦と子ども」の割合が増加しています。
- ・「ひとり親と子ども」の割合は、平成2年以降増加しています。平成22年は7.0%で、群馬県平均や全国平均よりも低い割合となっています。

■世帯類型（18歳未満がいる一般世帯）



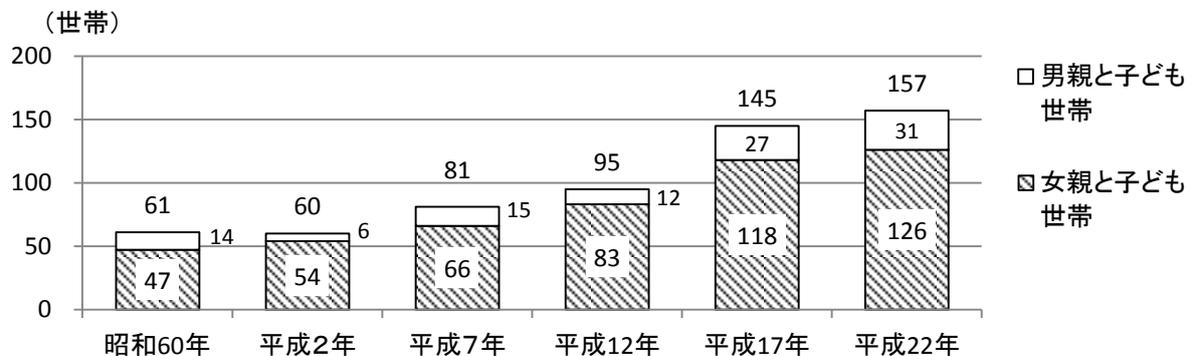
※「ひとり親と子ども」世帯：「男親と子どもから成る世帯」と「女親と子どもから成る世帯」の合計。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### ④ひとり親と子ども世帯の状況

- ・ひとり親と子ども世帯（18歳未満がいる一般世帯）の世帯数は、増加傾向にあり、平成22年は「男親と子ども世帯」が31世帯、「女親と子ども世帯」が126世帯となっています。

■ひとり親と子ども世帯（18歳未満がいる一般世帯）の推移



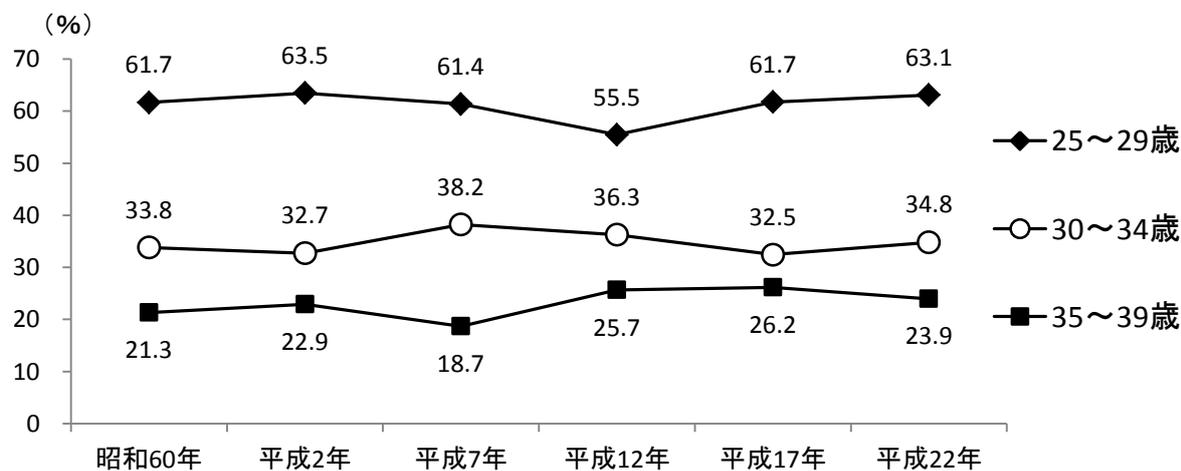
※男親(女親)と子ども世帯：18歳以上の兄弟姉妹が同居している世帯も含む。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

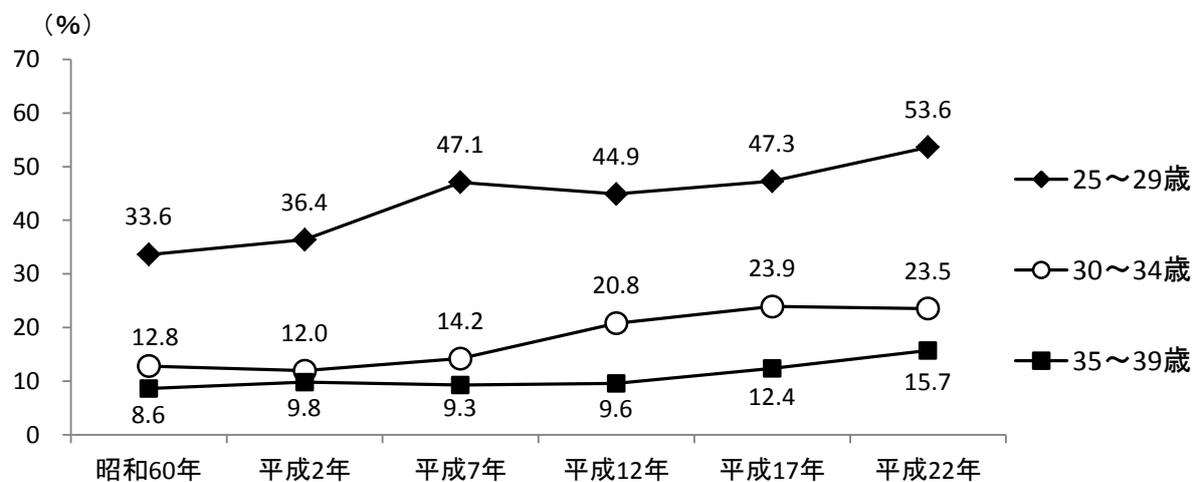
## (2) 未婚の状況

・少子化をもたらす背景の一つに晩婚・非婚化があげられますが、35～39歳の未婚率（まだ結婚をしたことがない人の割合）をみると、男性は横ばいで推移していますが、女性は増加傾向にあります。

■ 未婚率の推移 男性（25～39歳）



■ 未婚率の推移 女性（25～39歳）

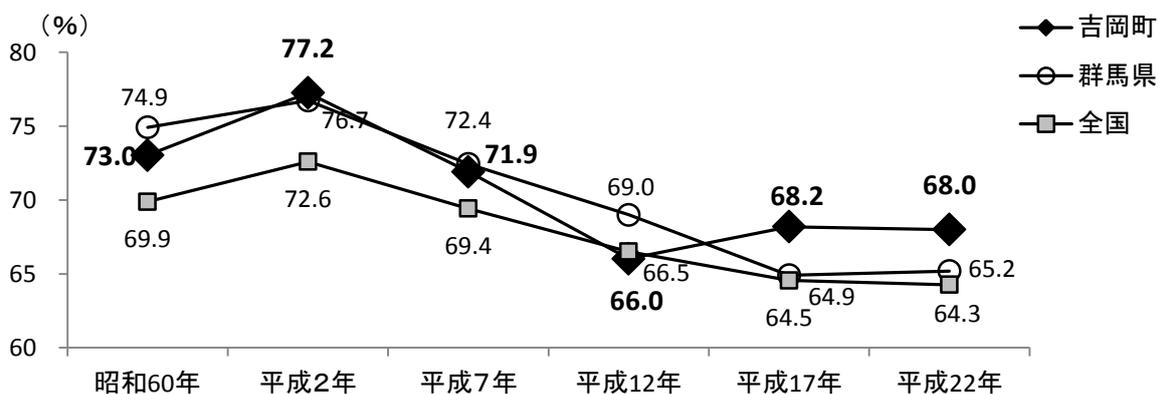


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

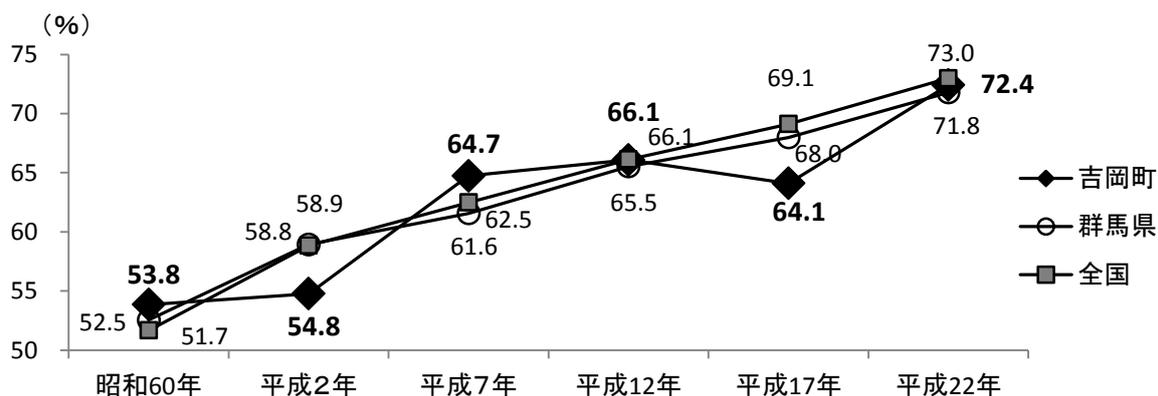
### 1-3 就労状況

- 女性の就業率の推移をみると、25～29歳、30～34歳は上昇傾向にある一方で、20～24歳は低下傾向にあります。
- 全国、群馬県平均と比較すると、20～24歳は吉岡町の方がやや高く、25～29歳は同程度、30～34歳はやや低い割合となっています。

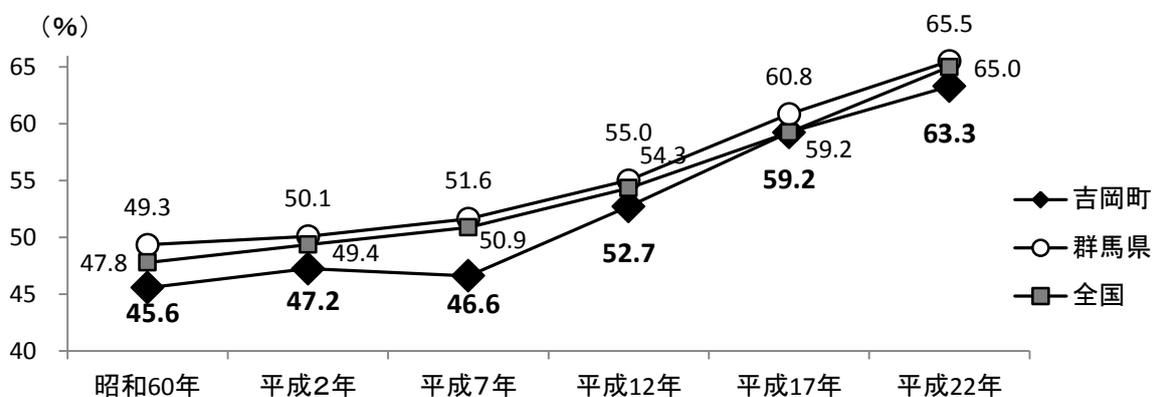
■ 女性就業率（20～24歳）



■ 女性就業率（25～29歳）



■ 女性就業率（30～34歳）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

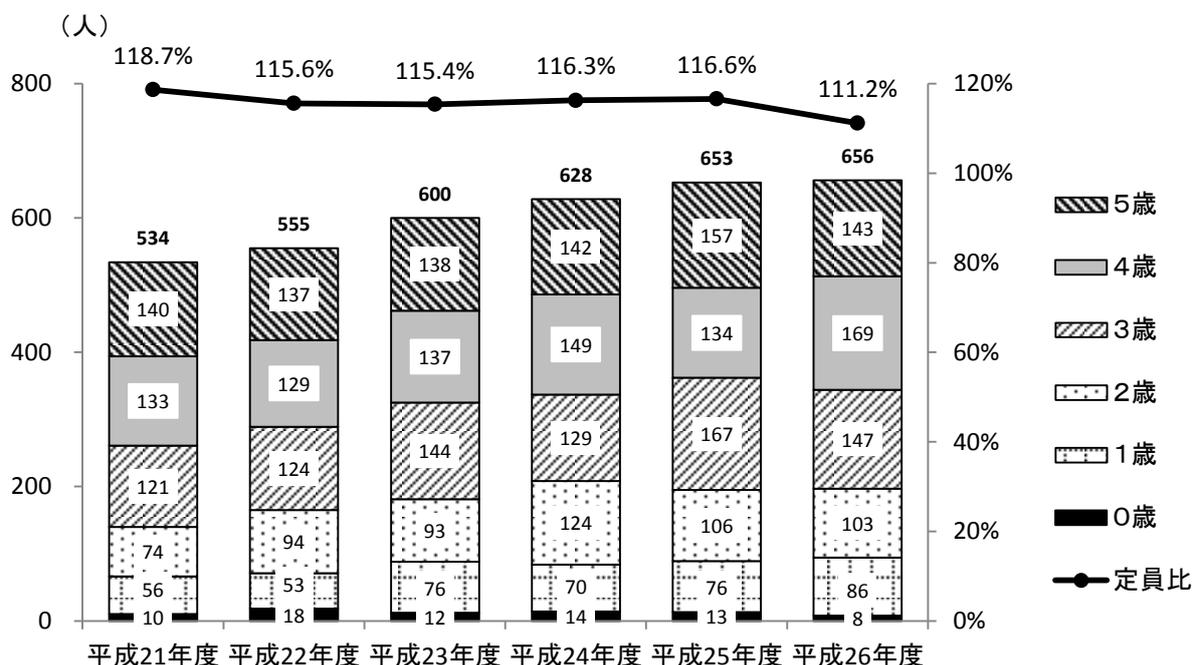
## 2 子ども・子育て支援事業の現状

### 2-1 子ども・子育て支援事業（教育・保育サービス）の利用の現況

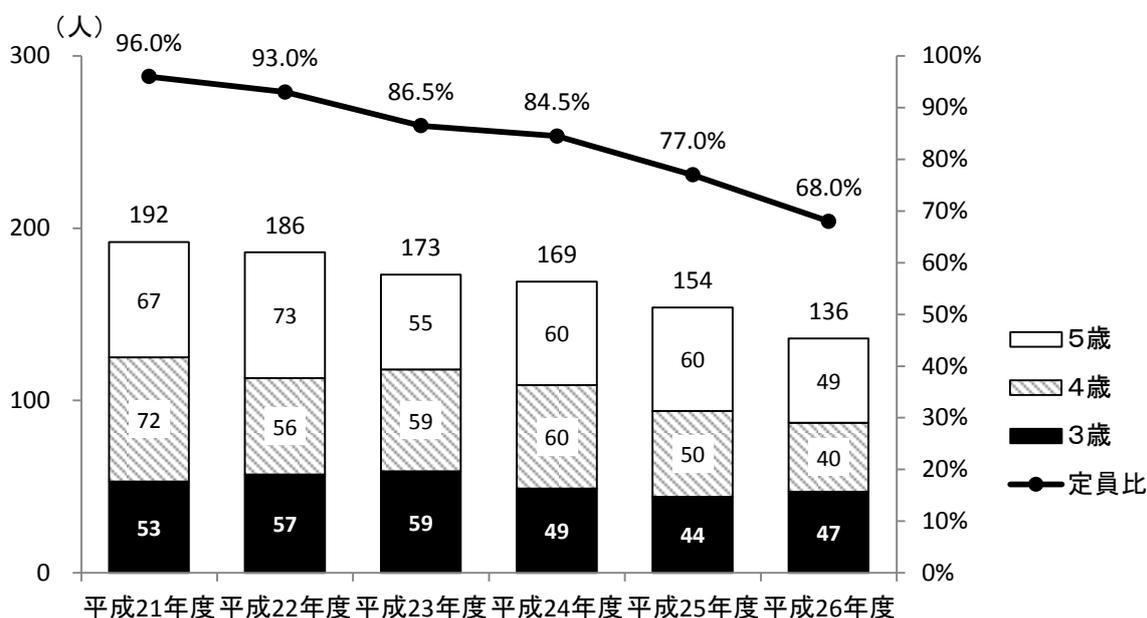
#### (1) 保育所・幼稚園

- ・保育所利用者数は増加しており、毎年定員の拡大を図っていますが、定員比110%を超えている状況が続いています。
- ・幼稚園の利用者数は減少しており、平成26年度5月現在の定員比は68.0%となっています。

■保育所の利用状況の推移（各年4月現在）



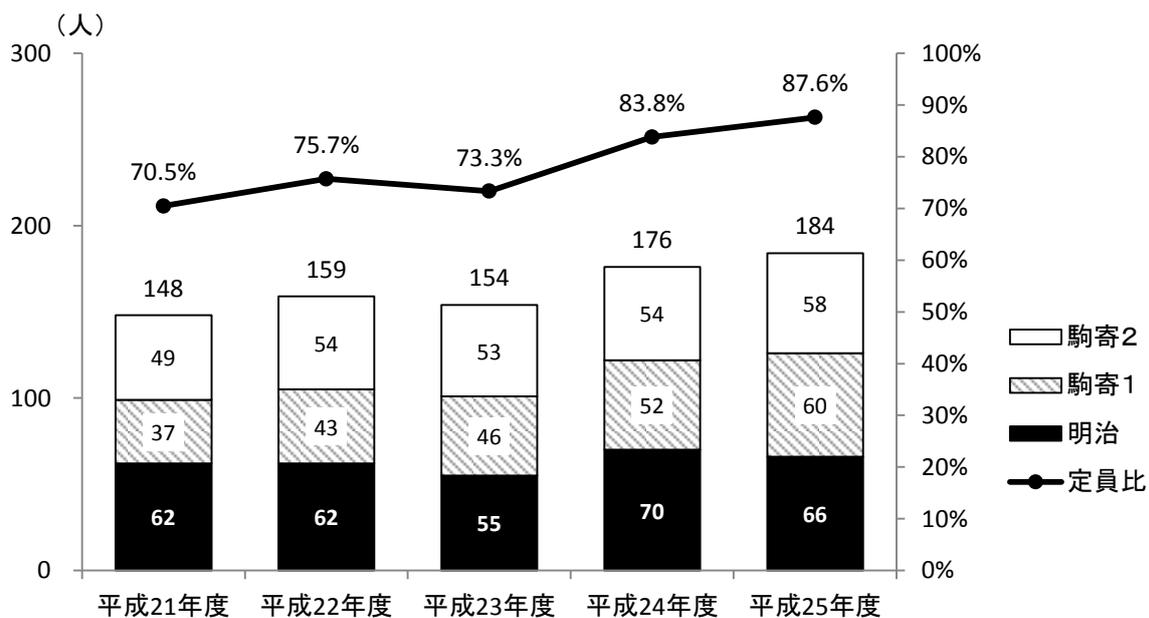
■幼稚園の利用状況の推移（各年5月1日現在）



## (2) 放課後児童クラブ

- ・放課後児童クラブは町内に3か所あり、定員は210人（各クラブの定員70人）となっています。
- ・放課後児童クラブの利用（登録）者数をみると、平成21年～23年の間は、150人弱から160人弱で推移していましたが、平成25年は184人に増加しているものの、定員比は100%を下回っています。

### ■放課後児童クラブ（年度実績）



※障がい児、4～6年生を含む。

## 2-2 次世代支援行動計画（後期計画）の取り組み状況

吉岡町では、次世代育成支援対策推進法による「吉岡町次世代育成支援行動計画」と、これに続く「吉岡町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、国が定める特定の事業の目標事業量のほか、計画全体の評価指標を設定し、取り組みを行ってきました。

後期行動計画における目標事業量については、おおむね達成されているものといえます。

### ■ 保育サービスの目標量

	後期行動計画	
	目標事業量	達成状況
通常保育事業(定員数)	570人	580人
延長保育事業	2か所	1か所
病児・病後児保育事業	延べ30人	延べ55人
(乳幼児健康支援一時預かり事業)	1か所	1か所
子育て支援センター事業	1か所	1か所
一時預かり	5園	5園

### ■ 計画全体の評価指標

評価項目	後期行動計画	
	目標	達成状況
出生率	1位	1位
「子育てが楽しい」と思う割合	60%	就学前保護者 58.6%
		小学生保護者 51.1%
「吉岡町は子育てをしやすいところ」と思う割合 ※2	30%	就学前保護者 38.8%
		小学生保護者 33.4%

※1：子ども・子育てニーズ調査（平成25年度実施） 比率は無回答を除く比率

※2：吉岡町の子育ての環境や支援への満足度：「大変満足」と「満足」を合わせた割合

## 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

### 1 計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援は、新制度になりますが、子育てをめぐる環境や基本的な考え方に大きな違いはないことから、次世代育成支援行動計画の理念や基本目標を引き継ぐものとします。

#### 1-1 基本理念

子どもたちの夢を育てるまち 吉岡  
～子育て・夢育て吉岡ナンバーワン～

子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものであり、かつ、子ども一人ひとりが本来持っている育つ力を伸ばすことです。

子どもは社会の希望であり、子どもたちの笑顔は私たちみんなに力を与えてくれます。本町の将来を担う子どもたちが楽しく、たくましく育ち、将来への夢をもち、自立した責任感のある大人になり、さらに次世代を育てていく社会づくりが求められています。

これまでの子育て支援に加えて、子ども・子育て支援の取り組みの充実を図ります。

## 1-2 基本的な視点

---

### 1 子どもの自立を支援する

子どもは自ら育つたくましい力をもっています。新しい知識にふれたり、初めての体験を行った時、困難なことに挑戦して克服した時、社会の中で自分の役割を果たした時など、子どもたちの目は輝き、自然と笑みが浮かびます。さらに、その時に、家庭や友だち、学校や地域で認められ、ほめられたり励まされたりすることで、自分に自信をもち、社会の一員としての意識を獲得していきます。

子どもを「親や地域が保護し、養育する」対象としてだけではなく、「様々な体験をし、生きる力と夢をもって大人になり、家庭をもち、子どもを生み育てるようになる」社会の一員と位置づけ、子どもの自立を支援するまちを目指します。

### 2 子育てが楽しい

子育ては楽しい、子育てによって自分も成長できる、という意見が大多数ですが、一方では、子育てに悩み、イライラすることがある母親も多く、父親の多くは育児や子どもの教育に十分に参加できていません。

子どもが育つ一番重要な基盤は家庭にあります。子育てをするすべての男女が、自分の仕事や生活を大事にしながら、ゆっくりと子どもと向き合う時間を確保し、育児や子どもの教育を行えるよう、保育サービスの充実を図るとともに、事業者と連携し「男性も女性も仕事と生活が調和（ワーク・ライフ・バランス）したまち」を目指します。

### 3 子どもと子育てを地域が支える

地域は子どもにとって重要な遊びの場であり、いろいろな体験を行って育つ場です。子どもは大人を映す鏡です。地域でいきいきした子どもが育つよう、大人たちが地域でいきいきと活動し、子どもたちとふれあい、子どもたちを見守る子育てコミュニティづくりを目指します。

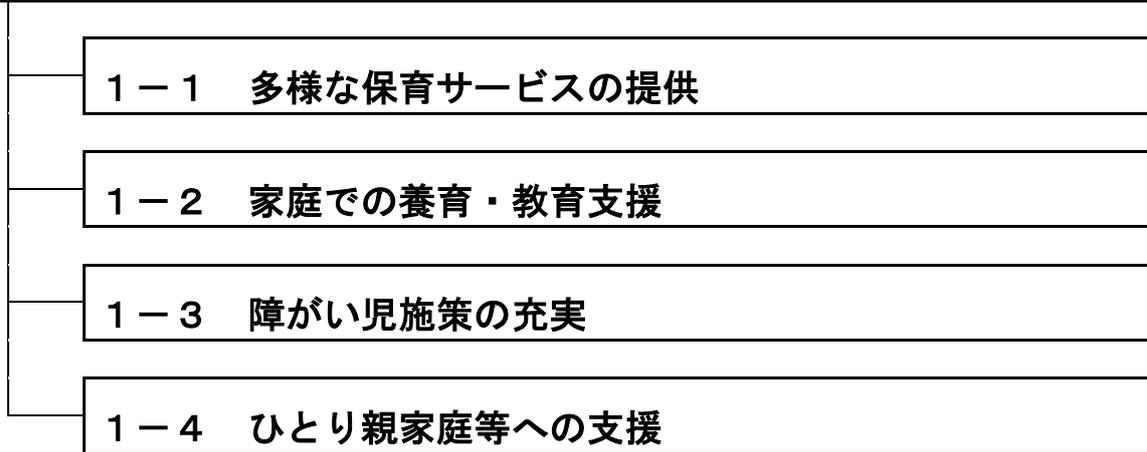
## 2 施策の体系

1 子育て家庭等への支援	1 多様な保育サービスの提供
	2 家庭での養育・教育支援
	3 障がい児施策の充実
	4 ひとり親家庭等への支援
2 仕事と生活の調和の実現	1 仕事と子育ての両立と子育てへの男女共同参画の促進
3 母と子の健康づくり	1 妊娠・出産期の支援
	2 健やかな成長・発達支援
4 子どもの「生きる力」の育成	1 生きる力を育む教育の推進
	2 次代の親の育成
	3 子どもの権利・意見の尊重
5 子ども・子育てを支える地域づくり	1 社会全体の関心の喚起
	2 子育て仲間（コミュニティ）づくり
	3 地域の子育て支援体制づくり
	4 児童虐待への対応
6 子ども・子育てに配慮したまちづくり	1 遊び場などの整備
	2 子ども等の安全の確保

# 第4章 子ども・子育て支援策の展開

## 1 子育て家庭等への支援

子育て家庭等が、不安や悩みを抱えて孤立することがないように家庭での養育・教育を支援します。また、障がい児施策の充実、ひとり親家庭への支援など、すべての家庭に対して子育て支援を行います。

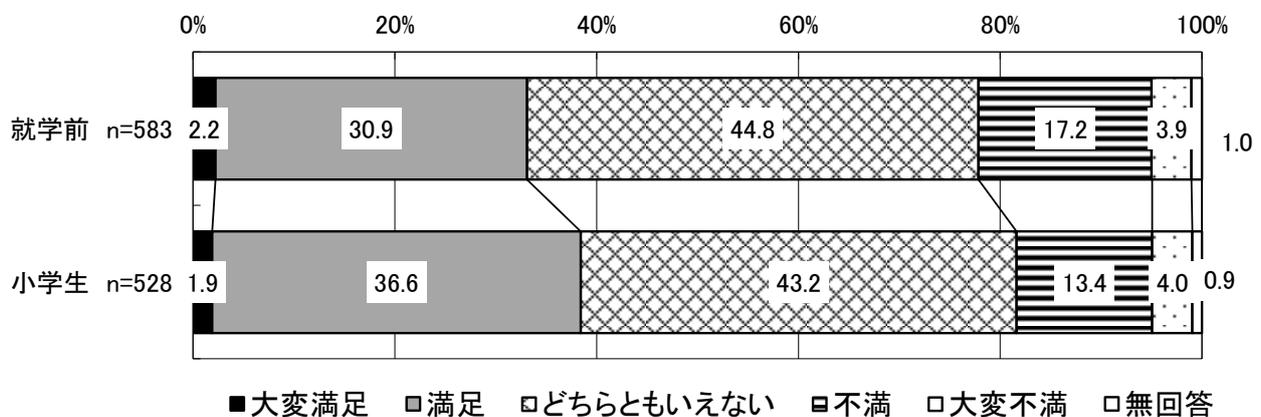


### ■現状 ～アンケート調査結果より～

家庭は子育ての基本となる場です。子育てを「楽しい」又は「まあまあ楽しい」と感じる保護者は、就学前児童保護者でそれぞれ58.1%、34.8%、小学生保護者で50.6%、35.8%で、合計するとそれぞれ9割前後となっています（P74 グラフ参照）。

しかし、吉岡町の子育て環境としての満足度については、「大変満足」又は「満足」と回答した保護者は、就学前で33.1%、小学生で38.5%である一方で、「不満」又は「大変不満」と回答した保護者は就学前で21.1%、小学生で17.4%となっています。

子育てについて、「楽しくない」と感じる保護者を一人でも少なくするとともに、子育て環境についても、満足度を高めていく必要があります。



## 1-1 多様な保育サービスの提供

### ■施策目標■

保護者の多様化した就労や社会参加意向などに対応し、就学前保育や放課後児童クラブ（学童クラブ）の種類・量・質の充実に努めます。

### ■施策の方向■

#### （1）多様なニーズに対応した保育の拡充

保育園を運営する民間法人や診療所などと連携し、保育需要が増加している0歳児、1歳児など低年齢児の受け入れ枠の拡大を図るとともに、延長保育、一時預かり、病後児保育など多様な保育サービスの提供に努めます。また、幼稚園での預かり保育を促進します。

#### （2）幼児期の教育の充実

家庭教育力の向上を促進するとともに、幼稚園の教育内容の充実、幼稚園・保育園施設の地域開放、幼稚園・保育園・小学校の連携などを図ります。

#### （3）幼児期の教育・保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう、職員の資質の向上、保育施設の整備など、保育内容の向上を図ります。

#### （4）放課後児童クラブ（学童クラブ）の充実

学童クラブの定員の拡大と新設を検討するとともに、地域特性を活かしながら、集団遊びや体験機会の充実などを図ります。

主な施策	内容	実績 (H25年度)	目標 (H27～31年度)	所管室	
多様なニーズに対応した保育の拡充	待機児童ゼロの推進	保育園を運営する法人に理解を求め、保育園施設整備事業による施設の拡張や定員増を計画的に促進します。	定員 580 人	★P52・53	福祉室
	延長保育の充実	第4保育園において夜7時までの延長保育を実施しており、実施施設の拡大と延長保育時間の拡張を図ります。	1時間延長を1園で実施	★P57	福祉室
	一時預かりの充実	利用手続きの簡略化を図りながら、町内すべての保育園で一時預かりを実施しており、受け入れ児童数の拡大と専用室の設置などを促進します。	5園で実施し、利用者延べ 350 人	★P56	福祉室
	病後児保育事業の充実	竹内小児科と連携し、回復期にある就学前児童を一時的に預かる病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)の充実を図ります。	年間延 55 人	★P57	福祉室
	幼稚園での預かり保育	保護者の希望に応じて、正規の教育時間終了後も、園児を園内で預かる保育の実施を支援し、促進します。	年間延 1542 人	★P56	学校教育室
	子育て支援センターの充実	保育園に通園していない保護者の育児相談や子育てサークルへの指導・援助に向けて、子育て支援センターの充実を図ります。	1施設	★P54	福祉室

※目標欄の「★」は、子ども・子育て支援制度に基づく施策のうち具体的なニーズ量やその確保策を定めるもの。具体的な目標設定等については、5章に記載。以下、同様。

主な施策		内容	実績 (H25年度)	目標 (H27～31年度)	所管室
多様なニーズ対応 した保育の拡充	ファミリー・サポート・センターの運営	おおむね中学生までの児童を対象に、会員制で育児の相互援助活動を行う事業です。	洪川、榛東と合同で実施	★P58	福祉室
	産前・産後サポート事業【新規】	産前・産後の母親に対し、ヘルパーが自宅に訪問し、家事や育児の援助を行う事業です。	—	新規	福祉室
幼児期の教育の充実	幼児教育相談	幼稚園・保育園、小学校等関係機関と連携し、幼児の特性や発達段階に応じた教育相談の充実に努めます。	地域療育相談事業	継続	学校教育室 福祉室
	幼児教育の充実	私立幼稚園に対し、教育内容の充実のための支援とともに、幼稚園・保育園と小学校等との連携体制の充実促進に努めます。	各学校で入学説明会 幼保小中連携会議	継続	学校教育室 福祉室
	幼稚園教育への支援の支給	新制度に移行しない幼稚園に対し、幼稚園運営補助金の支給を行うとともに、低所得通園者に対し、就園奨励費を支給します。	就園奨励費 192名	継続	学校教育室
幼児期の教育・ 保育内容の向上	幼稚園・保育園と小学校等の連携	就学前教育と学校教育の一貫性を確保するために、幼稚園・保育園と小学校等の交流・情報交換の場づくりを促進します。	幼保小中連携会議	継続	学校教育室 福祉室
	保育施設の充実	保育需要を的確に把握し、多様なニーズ対応できるよう既存保育園の多機能型化など、計画的な整備充実に努めます。	第二保育園の建て替えに補助金を支出	継続	福祉室
(学童クラブ)の充実	放課後児童クラブ(学童クラブ)の充実	放課後、保護者が仕事などにより家にいない家庭の小学生児童の保育の拡大に向けて、運営方法の検討などにより、学童クラブの利便性の向上を図ります。	3施設:210人	★P58	福祉室
	保育内容の充実	5クラブの代表指導者による定例学童会議、県主催研修会への参加等により指導員の資質の向上と、保育内容の充実に努めます。	委託先の社協にて、毎月定例学童会議開催。 県主催の研修会の案内	継続	福祉室

## 1-2 家庭での養育・教育支援

### ■施策目標■

子どもや子育てについての悩みや不安の軽減、解消のために、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた多様な相談・情報提供や親の学習機会を充実するとともに、子育て家庭等に対する経済的支援を充実します。

### ■施策の方向■

#### (1) 子育て相談体制の充実

保育サービスへの橋渡しや、相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう、気軽に利用できる身近な相談窓口から経験者や専門家によるものまで、多様で利用しやすい相談体制の充実に努めます。

#### (2) 子育て情報・学習機会の充実

『広報よしおか』の子育て情報の充実とともに、『子育てガイドブック』の作成など、情報提供を充実するとともに、親が子育てについて学習する機会の充実を図ります。

#### (3) 経済的負担の軽減

保護者の経済的負担の軽減を図るために、児童手当等の制度の普及や中学生までの医療費の助成を行います。子どもが多い家庭を対象とした保育料の減免制度の拡大を図るとともに、奨学金制度などの周知を図り、活用を促進します。

主な施策		内容	実績 (H25 年度)	目標 (H27～ 31 年度)	所管室
子育て相談体制の充実	利用者支援事業 【新規】	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	—	★P54	福祉室
	家庭児童相談・乳幼児相談・育児相談などの充実	パパ・ママ学級やマタニティー教室・子育て教室、訪問指導、母乳相談や育児相談など、気軽に相談できる体制の充実とともに、関係機関との連携・協力を努めます。 平成26年10月より、電話相談を委託により実施しています。	マタニティー学級・パパママ学級:3回 母乳相談:12回 子育て教室:12回 子育て相談会:24回 保健師、栄養士による個別相談(随時)	継続	健康づくり室 福祉室
	教育相談の充実	学習、進路、いじめ、不登校、家庭生活などについて、児童・生徒や保護者が気軽に相談できる体制の整備・充実を図り、広報・周知に努めます。	長期欠席生徒等に対する適応指導教室小学生の受け入れ スクールカウンセラーとの連携	継続	学校教育室
	民生・児童委員、主任児童委員の相談	学校訪問により、問題を抱える家庭を把握し、民生・児童委員と主任児童委員の訪問等による相談を行います。	年2回学校訪問	継続	福祉室

主な施策		内容	実績 (H25 年度)	目標 (H27～ 31 年度)	所管室
子育て相談体制の充実	子育て支援センターの充実	保育園に通園していない保護者の育児相談や子育てサークルへの指導・援助に向けて、子育て支援センターの充実を図ります。	1 施設	★P54 継続	福祉室
	相談窓口の連携強化	相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、福祉・保健・教育など、各分野の相談窓口の連携を強化します。	随時対応 要対協月1回開催	継続	学校教育室 健康づくり室 福祉室 関係室
子育て情報・学習機会の充実	広報の充実	『広報よしおか』の子育て情報の充実を図ります。	随時掲載	随時掲載	健康づくり室 福祉室 関係室
	子育てホームページの作成	保護者の協力を得て、子どもの遊び場や子ども連れに配慮した施設などの情報を載せた子育てホームページの整備を検討します。	未実施	検討	福祉室 関係室
	新入学児の親への講演会等の開催	小・中学生になる子どもの親を対象に、入学時の子育てや思春期の子どもへの関わりなどについての講演会や学校見学会などを開催します。	各学校で講演会等実施	継続	学校教育室
経済的負担の軽減	児童手当・児童扶養手当の支給	①中学校終了前までの児童の養育者に対し、児童手当の円滑な支給を行います。	延児童数:36,362 人	継続	福祉室
		②『広報よしおか』などを活用し、制度の広報活動に努めながら、児童扶養手当、特別児童扶養手当を支給します。	児童扶養手当 140 人 特別児童扶養手当 36 人	継続	
	幼稚園就園奨励費の支給	低所得通園者に対し、奨励費の支給を行います。	192 名に支給	継続	学校教育室
	乳幼児・小中学校医療費助成	中学校3年生までの医療費の自己負担分を公費で負担します。	延人数:3,317 人	継続	保険室
	奨学金制度など周知	高校生・大学生等への奨学資金制度などの周知を図ります。	未実施	検討	学校教育室

## 1-3 障がい児施策の充実

### ■施策目標■

障がい児保育・教育の充実を図るとともに、受け入れが困難な児童に対しては児童デイサービス事業による支援などを行います。

### ■施策の方向■

#### (1) 障がい児保育・教育の充実

障がい児に対する早期療育体制の充実に努めます。

#### (2) 障がい児を養育する家庭に対する支援

障がい福祉サービスの提供など、障がい児を養育する家庭を支援します。

主な施策		内容	実績 (H25年度)	目標 (H27～ 31年度)	所管室
障がい児保育・教育の充実	障がい児保育の推進	通園と集団生活が可能な障がい児を、できる限り保育園で受け入れ、適切な施設・設備の整備・改善などを促進するとともに、障がい児保育を専門とする保育士の確保・育成などにより保育内容の充実を促進します。	2園で受け入れ	継続	健康づくり室 福祉室
	特別支援教育の充実	適正就学指導委員会による適切な指導のもとに、障がいのある児童一人ひとりの個性に応じた支援を受けられるよう、教育内容や教育環境の改善・整備に努めます。	子育て支援ファイルの活用 随時相談体制	継続	学校教育室
	学習障がい等への教育的支援	支援員を配置し、専門的な指導の充実を図ります。	特別支援コーディネーター配置	継続	学校教育室
	療育相談・指導の充実	発達の遅れや障がいが見られる子どもたちが、その能力を十分発揮できるよう、療育相談・指導の充実を図るとともに、親子で遊び関わり方を学ぶマザー＆チャイルドの充実を図ります。	マザー＆チャイルド：12回、 子育て相談会：24回 あそびの教室11回	継続	健康づくり室
障がい児を養育する家庭に対する支援	保健・医療・福祉・教育等の連携による障がい児の支援	関係諸機関が連携し、障がい児福祉制度の案内、身体障害者手帳・療育手帳・子育て支援ファイルの発行、障がい福祉サービスの利用と相談体制の整備などを行います。	随時連携し対応	継続	健康づくり室
	障がい福祉サービスの提供	児童居宅介護支援事業(ホームヘルプサービス)、児童デイサービス事業、児童短期入所事業(ショートステイ)等の居宅サービスの利用を支援します。	利用者13名	継続	健康づくり室
	サービス提供体制の充実	渋川広域障害福祉なんでも相談室と連携し、情報の提供や利用の調整等、相談支援体制の充実に努めます。	渋川広域障害福祉なんでも相談室への委託	継続	健康づくり室
	障がい児学童保育の推進	昼間保護者がいない障がい児や特別支援学校等へ通学する児童・生徒の地域の居場所として、学童クラブでの障がい児の受け入れを図ります。	登録児童数：2人	継続	福祉室
	就学への経済的な支援の実施	特別支援学級入学者に奨励費を支給し、特別支援学級通学者に交通費の一部を補助します。	特別支援学級22名 特別支援学校9名	継続	学校教育室
	医療費の補助	自立支援医療(育成医療)について、医療費を支給します。	育成医療：6人	継続	健康づくり室

## 1-4 ひとり親家庭等への支援

### ■施策目標■

ひとり親家庭等の子どもの健全育成のために、相談や援助など支援を充実します。

### ■施策の方向■

#### (1) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の子育ての支援と生活の安定のために、相談体制、日常生活の支援、経済的な支援などを充実します。

主な施策	内容	実績 (H25年度)	目標 (H27~31年度)	所管室
ひとり親家庭等への支援	相談・情報提供の実施	ひとり親家庭等の子育て不安や悩みを解消するため相談体制の整備と、利用できる制度の周知などを図ります。	広報へ随時掲載 パンフレットの配布	健康づくり室 福祉室
	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の児童と親の医療保険の自己負担分を公費で負担します(所得税非課税者のみ)。	支給世帯数: 297世帯	保険室
	自立支援・就業相談事業	県母子家庭等就業・自立センター等と連携し、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談、必要な技能や知識を身につけるための相談や雇用情報の提供を充実します。	引き続き、県母子家庭等・自立支援センターと連携	福祉室
	就学援助費の支給	生活困窮世帯の教育費の軽減を図るため、就学援助費の支給を行います。	支給数: 17世帯(26名)	継続

## 2 仕事と生活の調和の実現

男女が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現ができ、子育てをしながら働き続けられる、家庭で男女が共同して子育てができる社会の実現に向けて、職場や家庭での取り組みを支援します。また、女性が子育て中に社会から孤立することなく、再就職に向けた学習などができるよう支援を行います。

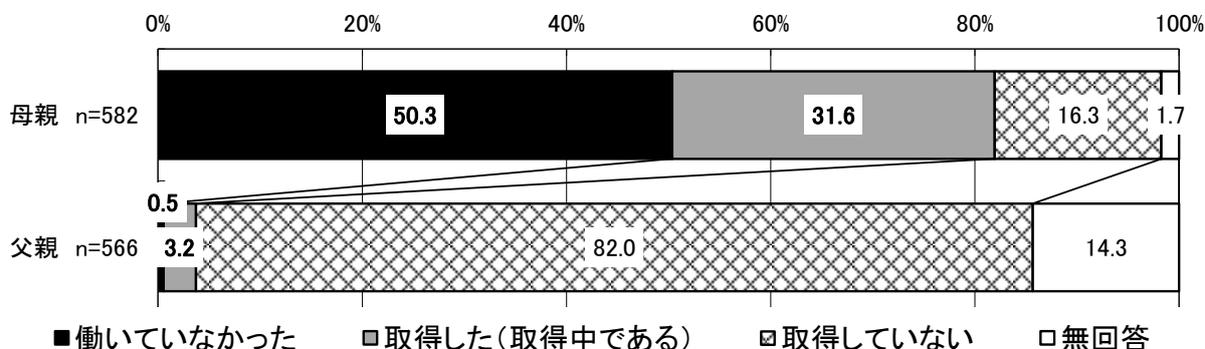
### 2-1 仕事と子育ての両立と子育てへの男女共同参画の促進

#### ■現状 ～アンケート調査結果より～

アンケート調査によると、育児休業を取得した割合は、就学前児童の母親は31.6%、父親は3.2%となっています。

国の調査では、民間企業に勤める男性の育児休業取得率は、2.6%（平成23年）であり、吉岡町での父親の就労者に対する割合は3.7%と、僅かに高い割合となっています。

育児休業をはじめとした子育てと就労の両立は、保護者だけでなく、職場や社会の協力・理解が不可欠であることから、さらなる啓発活動を進めていく必要があります。



## 2-1 仕事と子育ての両立と子育てへの男女共同参画の促進

### ■施策目標■

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、男女がともに働き方の見直しを行うとともに、男女共同参画意識の啓発を図り、男性の子育て参画を促進します。

### ■施策の方向■

#### （1）仕事と子育ての両立

子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度の普及・定着、労働時間の短縮などを啓発します。

#### （2）男女共同参画意識の啓発

男女がそれぞれ自分らしく生きるとともに、お互いの人権を尊重しあうよう、様々な機会を通じて家庭・地域・企業に対して啓発します。また、子育てに男女で関わることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

主な施策		内容	実績 (H25年度)	目標 (H27～ 31年度)	所管室
仕事と子育ての両立	育児休業制度の普及・定着	国や県と連携し、広報やホームページなどを活用し、育児休業制度の周知と男性の育児休業制度の取得向上について啓発を図ります。	パンフレットによる啓発	継続	産業振興室
	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及・定着	広報やホームページ等を活用し、長時間労働の抑制と年次休暇の取得促進、育児休業制度の周知・啓発、男性の育児休業制度取得向上に向けた広報を強化します。	パンフレットの配布等	継続	産業振興室
男女共同参画意識の啓発	家庭・地域・職場での男女共同参画意識の啓発	「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(ILO第156号条約)の周知・普及を図るなど、意識啓発を推進します。	パンフレットによる啓発	継続	産業振興室
	学校での男女共同参画教育の推進	小中学校の授業やボランティア活動における乳幼児とのふれあいなどを通して、男女が家事や育児を協力して行う意識の形成を図ります。	中学校家庭科での保育実習	検討	学校教育室
	男性の子育て活動への参加促進	①パパ・ママ学級において妊婦体験や沐浴の練習を行い、男性の育児参加意識の高揚を図ります。 ②保育園の送り迎え、保育園・幼稚園の保護者会・PTAの活動や各種行事、生涯学習の講座などを通して、男性の子育てや子どもの教育への参加を促進します。	パパ・ママ学級：3回(80人参加)	継続	健康づくり室
			パパ・ママ学級の実施 パパ・ママ学級時にパンフレット配布	継続	健康づくり室 福祉室

### 3 母と子の健康づくり

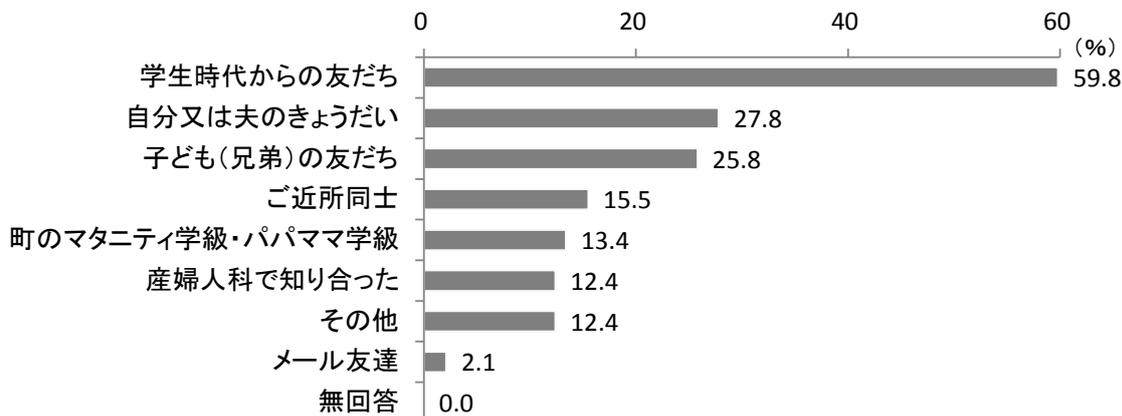
一人ひとりのライフスタイルに応じた安全で快適な妊娠・出産の支援、子どもの健やかな成長・発達支援、安心できる医療体制の整備・充実など、母子保健の充実に努めます。

#### 3-1 妊娠・出産期の支援

#### 3-2 健やかな成長・発達支援

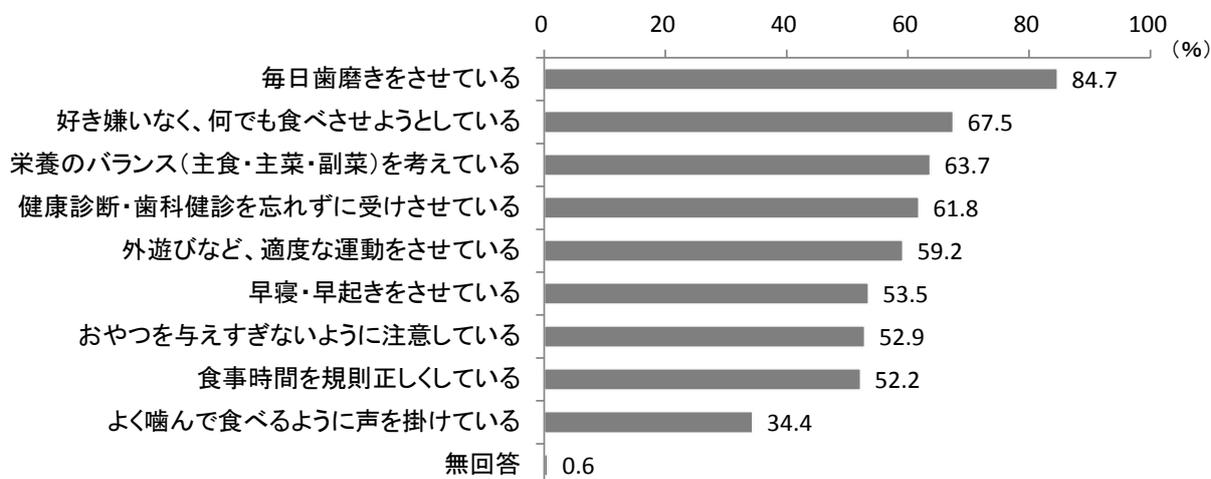
#### ■現状 ～アンケート調査結果より～

妊婦同士の情報交換の相手とみると、「学生時代からの友だち」が59.8%と最も多くなっています。次いで、「自分又は夫のきょうだい」が27.8%、「子ども（兄弟）の友だち」が25.8%となっています。



資料：健康づくりに関するアンケート調査（小学生以下）、平成26年度実施

子ども（小学生以下）の健康の維持・増進のためにしていることは、「毎日歯磨きをさせている」が84.7%、「好き嫌いをなく、何でも食べさせようとしている」が67.5%となっています。



資料：健康づくりに関するアンケート調査（小学生以下）、平成26年度実施

### 3-1 妊娠・出産期の支援

#### ■施策目標■

妊婦に対する家庭・地域・職場での理解の促進、妊娠・出産期の健康づくりの支援を行います。

#### ■施策の方向■

##### (1) 家庭・地域・職場での理解の啓発

妊娠・出産期の女性と胎児の保護と健康管理について、家庭・地域・職場への啓発を図ります。

##### (2) 健康な妊娠・出産の支援

妊娠・出産期の健康づくりについて、母子健康手帳の交付、妊婦健康相談、妊産婦健康診査、パパ・ママ学級の実施など、安全で快適な妊娠・出産への支援に努めます。

主な施策		内容	実績 (H25年度)	目標 (H27～ 31年度)	所管室
家庭・地域・職場での理解の啓発	家庭理解の促進	パパ・ママ学級(日曜)など、妊娠中の母体や胎児の健康管理について、父親や家族へ啓発します。	パパ・ママ学級: 3回(80人参加)	継続	健康づくり室
	地域での理解の啓発	受動喫煙の悪影響について啓発に努め、妊婦の健康への配慮について啓発を図ります。	母子手帳発行数:228冊 マタニティー学級、パパ・ママ学級における助産師個別相談	継続	健康づくり室
	働く女性の母性の保護	働く女性の母性の保護と健康管理に関する知識の普及を図ります。	母性健康管理指導事項連絡カードが掲載された母子手帳の交付 母子手帳発行時のパンフレット配布	継続	健康づくり室
健康な妊娠・出産の支援	母子健康手帳の交付	交付時に事業・制度の紹介に努め、活用の促進を図ります。またハイリスク妊婦の把握に努めます。	母子手帳発行数:228冊 交付時に事業やサービスの紹介、保健師・栄養士による個別相談(随時)	継続	健康づくり室
	妊婦健康相談(手帳交付時)	母子健康手帳交付時に面接で得た情報を活かし、適切な相談を実施し、周産期乳児死亡の軽減や育児不安の支援に努めます。	事業やサービスの紹介 保健師、栄養士による個別相談(随時)	継続	健康づくり室
	妊産婦の健康診査の充実	妊婦健康診査の補助(14回分)を実施します。	受診票交付 228人	★P55	健康づくり室
	いいお産の促進	マタニティー学級(平日)やパパ・ママ学級(日曜)を実施し、妊娠中の生活、離乳食など新生児の保育の学習機会を提供します。	マタニティー学級:3回 35人 パパ・ママ学級:3回 80人	継続	健康づくり室

## 3-2 健やかな成長・発達支援

### ■施策目標■

すべての子どもが心身とも健やかに育つよう、乳幼児の疾病の予防、健康づくり、保護者の交流、不慮の事故の防止を促進します。

### ■施策の方向■

#### (1) 疾病予防の推進

乳幼児健康診査、予防接種などを充実し、疾病の予防に努めます。

#### (2) 健康相談・支援の充実

第1子や低出生体重児など、育児不安が高い親子を中心に、訪問指導、健康相談、親同士の交流などを充実するとともに、子どものときからの正しい生活習慣の確立と食育、運動習慣の確立と体力の向上を促進します。

#### (3) 事故防止対策等の充実

子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群の予防に努めます。

主な施策		内容	実績 (H25年度)	目標 (H27~31年度)	所管室
疾病 予防 の 推 進	健康診査の実施	①乳児健診(3・10 か月児)、1歳6か月健診、3歳児健診において小児科医師、1歳6か月健診、3歳児健診では歯科医師・心理判定員も加わり専門性の高い健診を行います。 ②健診終了後に事後フォローを行います。	乳児健診:12回(97.6%) 1歳6か月児健診:11回(100%) 2歳児歯科健診:12回(94.9%) 3歳児健診:12回(99%)  事後フォロー:90件(電話)・来所等	継続	健康づくり室
	予防接種等の実施	①予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を行い、個別接種を行います。 ②尿・ぎょう虫検査を行います。	ヒブ:883人 肺炎球菌:846人 BCG:172人 三混:229人 不活化ポリオ:267人 四混:599人 MR:428人 日本脳炎:727人 日本脳炎1期特例:265人 日本脳炎2期:98人 日本脳炎2期特例:25人 二混:194人 子宮頸がん予防ワクチン:94人  希望者なし	継続 (平成26年から開始した水痘の予防接種を含めて、平成31年まで継続)	健康づくり室
	乳児家庭全戸訪問事業	第1子・出生体重2500g以下の児等に対して助産師による訪問、第2子以降の児へは母子保健推進員が訪問を行います。	訪問件数:185件 訪問率:86.5%	★P55	

主な施策		内容	実績 (H25 年度)	目標 (H27～ 31 年度)	所管室
健康相談・支援の充実	訪問指導・保健指導の充実	①産後 1 か月頃に助産師による訪問を行い、異常の早期発見や育児方法の指導などを行います。	産婦訪問:102 人 新生児訪問:3人 未熟児訪問:19 人 乳児訪問:83 人	継続	健康づくり室
		②保健師・栄養士による訪問や電話・窓口相談を実施します。平成 26 年 10 月より、委託による電話相談を実施しています。	助産師訪問:207 人 保健師訪問:13 人 栄養士訪問:2 人 電話・窓口相談随時実施	継続	健康づくり室
		③母子保健推進員による健診の未受診者への連絡や質問票の回収、健診会場での手伝いなどの活動を充実します。	3歳児健診通知配付 190 件 質問票の回収:81 件 未受診者連絡:25 件 健診手伝い:22 人 研修会3回開催	継続	健康づくり室
	育児相談・子育て教室・憩いの広場などの実施	①保健センターで定期的に母乳相談や育児相談、子育て教室などを行います。	母乳相談 12 回 500 人 子育て相談会:24 回 90 人 子育て教室 12 回 191 組	継続	健康づくり室
		②中部福祉事務所主催のマザー&チャイルドの利用を促進します。	マザー&チャイルド:12 回 あそびの教室 11 回	継続	健康づくり室
		③憩いの広場として保健センターを開放し、親子で遊べる場とするとともに、グループづくりを促進します。	月曜以外の平日と毎月土曜と日曜1回ずつ開放	継続	健康づくり室
	食育の推進	①健診や子育て教室、離乳食講習会において親子ともに望ましい食習慣が確立されるよう、相談・支援を行います。	乳児健診:12 回 1歳6か月健診:11 回 2歳児歯科健診:12 回 3歳児健診:12 回 子育て教室:12 回 離乳食講習会:12 回 野菜を好きになる教室:1 回 保育園・幼稚園食育出前講座:町内6園	継続	健康づくり室 学校教育室 産業振興室
	健康な身体 の育成と体力向上の促進	①夜 11 時前の睡眠や高カロリー一食やおやつ・夜食の制限など、家庭からの生活習慣の改善に努めます。	各健診時の相談 訪問相談 電話相談	継続	健康づくり室 学校教育室
		②学校教育では、体育やクラブ活動、給食や食育などを通して、子どもの健康と体力の向上を図ります。	栄養教諭による学校訪問・給食指導	継続	学校教育室
	乳幼児・小中学校医療費助成の実施	中学校3年生までの医療費の自己負担分を公費で負担します。	延人数:3,317 人	継続	保険室
事故防止対策等の推進	事故防止についての知識の普及	健診時に事故防止のパンフレットを配布し、起きやすい事故について説明を行います。	出生届出時、1歳6か月児健診時にパンフレットを配布 保健センターにポスター掲示	継続	健康づくり室
	乳幼児突然死亡症候群(SIDS)の予防	SIDS発症の危険性を低くするために、「仰向け寝の推進」「母乳栄養の推進」「家族の禁煙」等を、保護者等へ啓発・広報、情報提供に努めます。	母子手帳配布時にSIDSについて記載のある副読本を配布	継続	健康づくり室

## 4 子どもの「生きる力」の育成

生きる力を育む教育の推進、多様な学習・体験機会の充実、次代の親の育成、子どもの権利・意見の尊重など、子どもの「生きる力」の育成を図ります。

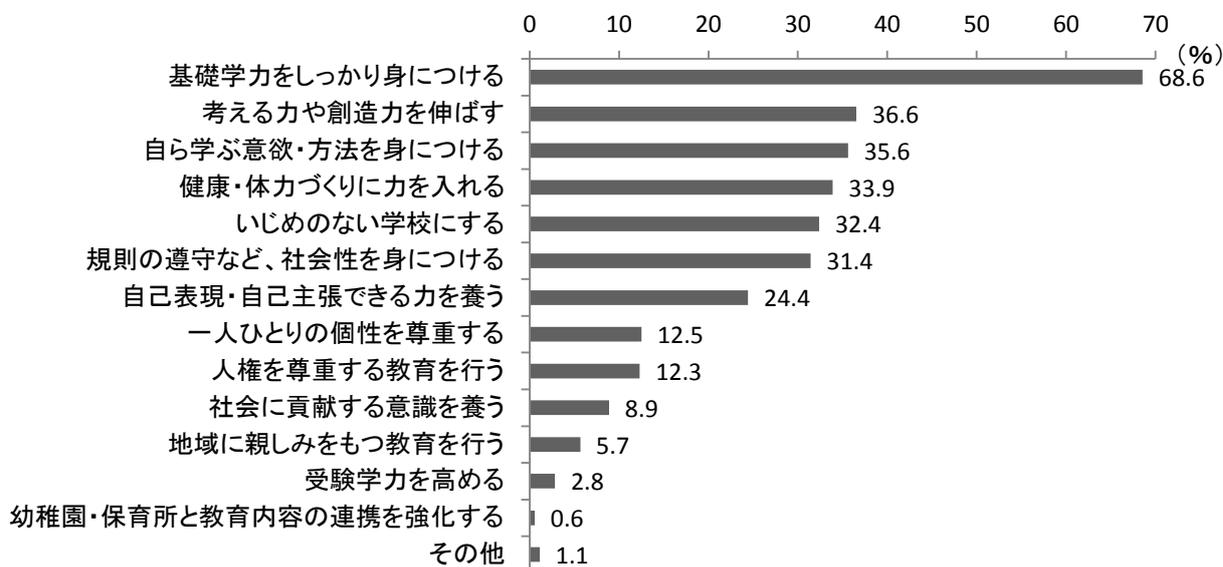
### 4-1 生きる力を育む教育の推進

### 4-2 次代の親の育成

### 4-3 子どもの権利・意見の尊重

#### ■現状 ～アンケート調査結果より～

学校教育に望むことでは「基礎学力をしっかりと身につける」が68.6%（前回調査81.4%）で最も高く、次いで「考える力や創造力を伸ばす」「自ら学ぶ意欲・方法を身につける」「健康・体力づくりに力を入れる」「いじめのない学校にする」「規則の遵守など、社会性を身につける」がそれぞれ31～37%となっています。



## 4-1 生きる力を育む教育の推進

### ■施策目標■

子どもたちがよく遊び、基礎的な生活習慣を身につけ、学ぶ意欲や確かな学力を身につけるとともに、考える力や自己表現できる力、人を思いやることのできる豊かな心や健康な体や体力など、生涯にわたる「生きる力」を育む教育や学習・体験の機会を充実します。

### ■施策の方向■

#### (1) 学校教育の充実

学ぶ意欲を高め、基礎的な学力の定着に努めるとともに、家庭・地域と連携した「心と体の教育」、新たな時代に対応した考える力や表現力を養う教育の推進など、生きる力を育む教育の充実に努めます。

#### (2) 多様な学習・体験機会の充実

子どもが様々な活動を通して、楽しみながら実社会で役に立つ知識や経験、知識を実践に結びつける知恵など、生きる力を身につけていけるよう、多様な学習・体験機会の拡充に努めます。

主な施策		内容	実績 (H25 年度)	目標 (H27～31 年度)	所管室
学校教育の充実	学ぶ意欲の向上	①実生活や将来の仕事に結びつけた授業、問題解決型・仮説検証型の授業など、知的な興味・関心高め、学ぶ意欲の向上を図る楽しい授業の充実に図ります。	はばたく群馬の指導プラン全教員配布	継続・充実	学校教育室
		②総合的な学習の時間などを活用し、職業体験、ボランティア体験など様々な社会体験や自然体験の充実に図ります。	職場体験(年3日)ボランティア体験尾瀬学校	継続・充実	学校教育室
	基礎学力の向上	①確かな学力の向上のため、少人数教育を実施します。	各学校に町費負担非常勤講師を配置ぐんま少人数プロジェクトの活用	継続・充実	学校教育室
		②わかる、伸ばす授業の実施に向けて、授業内容の充実に図るとともに、習熟度別やグループ学習を実施します。			
	心と体の教育の充実	①人権教育の推進、道徳教育の一層の充実など、心の教育の充実に図ります。	人権作文集「明るい吉岡町」の作成、人権講演会の実施等	継続	学校教育室 健康づくり室 生涯学習室
		②栄養・運動・休養のバランスのとれた健康的な生活習慣の確立を図るとともに、課外活動を充実します。	吉岡中学校2年生206名に対し郷土料理教室を開催	継続	
③「早寝早起き朝ごはん」運動の推進など、食育の充実に図ります。		親と子の料理教室、児童館や母親クラブを対象におやつ教室を実施。保育園出前講座の実施	継続		
学習・体験	各種体験の充実	自然や産業、歴史、生活文化、地域維持活動やボランティア活動、文化・芸術などを体験できる機会の充実に図ります。	職業体験 大樹町子ども交流事業等	継続	学校教育室 産業振興室 生涯学習室

## 4-2 次代の親の育成

### ■施策目標■

若い世代が乳幼児にふれる機会を増やし、子どものかわいさや子育ての楽しさを実感できるようにするとともに、思春期の健康づくりを推進します。

### ■施策の方向■

#### (1) 楽しい子育て意識づくり

子どもたちが乳幼児や子育て中の親子にふれる機会をできるだけ増やすとともに、「子育ては楽しい」ことを若い世代に積極的にアピールしていきます。

#### (2) 思春期の健康づくり

思春期は親離れし、大人に向けて自立の準備を行う不安定な転換期で、好奇心や反抗心、背伸びしたい意識などから、様々な体や心の健康の問題を抱える時期であり、家庭・学校・地域が連携し、青少年の健康づくりに取り組みます。

主な施策		内容	実績 (H25年度)	目標 (H27～31年度)	所管室
楽しい子育て意識づくり	子どもボランティア活動の促進	図書館活動や子どもの遊びなど中高生や大学生・青年ボランティアの受け入れを図ります。	図書館： 毎年5～10人	継続	生涯学習室
	楽しい子育てのアピール	楽しい乳幼児や親子のイベントなどの広報を充実します。	随時掲載	継続	健康づくり室
思春期の健康づくり	健康的な生活習慣の確立の促進	家庭・学校・地域が連携し、食生活や睡眠などに好ましい習慣が身につくよう、健康教育を推進します。	早寝早起き朝ごはんの指導の充実	継続	学校教育室
	未成年の喫煙・飲酒、薬物使用の予防	①家庭・学校・地域が連携し、未成年の喫煙・飲酒を防止します。 ②薬物の危険性について啓発するとともに、関係機関との連携を図ります。	学警連の定期的開催 青少年健全育成大会の開催	継続 継続	学校教育室 生涯学習室
	性教育・学習の充実	家庭・学校・地域が連携し性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。	学警連の定期的開催 学校保健委員会の実施	継続	学校教育室

## 4-3 子どもの権利・意見の尊重

### ■施策目標■

子どもの権利を尊重する意識を広め、権利擁護の体制を整備するとともに、地域住民の一人として、子どもが主体的にまちづくりに参画できる仕組みづくりに努めます。

### ■施策の方向■

#### (1) 子どもの権利について啓発と擁護

「児童の権利に関する条約」をもとに、子どもの権利について多様な啓発活動を行います。

また、健康不安、いじめや不登校、ひきこもり、虐待などの予防や解消のために、子ども本人や保護者を対象にした相談体制の充実と擁護体制の整備を図ります。

#### (2) 子どもの自主性と意見の尊重

子ども会などの活動では、子どもの自主性を尊重するとともに、まちづくりへの提案、参加を図ります。

主な施策		内容	実績 (H25 年度)	目標 (H27～ 31 年度)	所管室
子どもの権利についての啓発と擁護	子どもの権利尊重についての広報活動	「児童の権利に関する条約」をはじめ、子どもの人権について、『広報よしおか』やホームページ、人権作文集「明るい吉岡町」の発行を通して、意識啓発を図ります。	人権作文集「明るい吉岡町」「広報よしおか」・ホームページでの広報	継続	学校教育室 生涯学習室
	子どもの相談体制の充実	子どもや親、教職員が健康やいじめなどの悩みについて相談できる体制を整備するとともに、いつでも利用できるよう情報提供に努めます。	保健センターにおける健康相談(随時) 子育て相談会:24回 スクールカウンセラー:2名配置	継続	学校教育室 健康づくり室
	権利擁護体制の整備・充実	いじめや不登校、ひきこもり、虐待などに対して、児童・生徒その保護者に対して総合的な支援体制の整備に努めます。	スクールカウンセラー配置 適応指導教室	継続	学校教育室
の自主性	子どもの自主的な活動の促進	子ども会活動など、企画・準備の段階から子どもの自主性を尊重し、リーダーの育成に努めます。	子ども会育成連絡協議会の支援: 補助金交付 150,000 円	継続	生涯学習室

## 5 子ども・子育てを支える地域づくり

「子育てを支えあう新たな地域コミュニティ」づくりに向けて、子育て家族同士の交流、地域の子育て支援体制づくり、児童虐待への対応など、現代社会にふさわしい子ども・子育てを支える地域づくりを進めます。

### 5-1 社会全体の関心の喚起

### 5-2 子育て仲間（コミュニティ）づくり

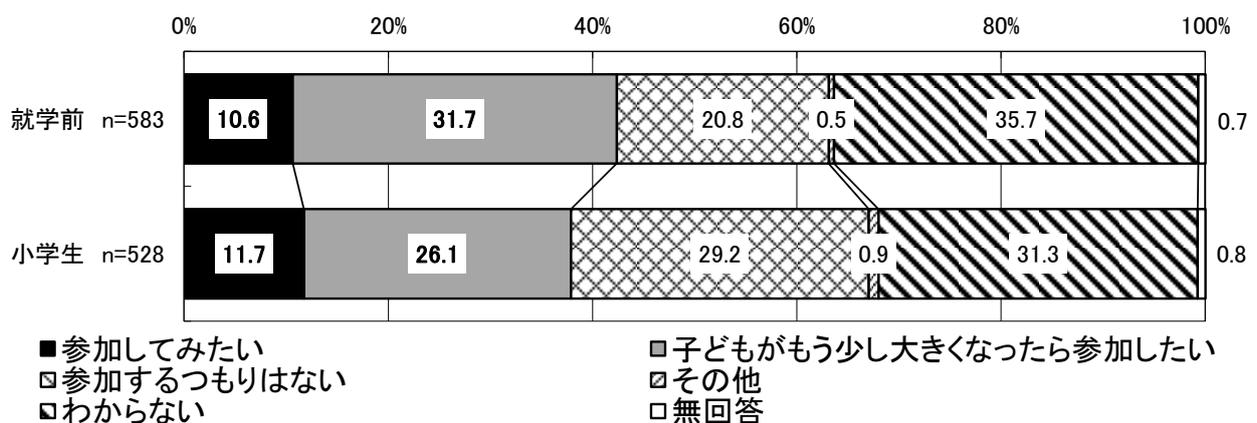
### 5-3 地域の子育て支援体制づくり

### 5-4 児童虐待への対応

#### ■現状 ～アンケート調査結果より～

子育て関連のボランティア活動への参加意向をみると、「参加してみたい」「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」と回答した割合は、就学前保護者が42.3%、小学生が37.8%で、いずれも「参加するつもりはない」を上回っています。

子育ては、家庭や行政だけでなく、地域による支えあいが重要であることから、活動に関心がある町民パワーの活用が重要です。



## 5-1 社会全体の関心の喚起

### ■施策目標■

少子化について住民の関心を喚起し、家庭を基本にしながら社会ぐるみで子どもを育てる意識の広報・啓発を進めます。

### ■施策の方向■

#### (1) 少子化問題への啓発

次世代育成支援対策推進法の周知を図り、住民がそれぞれの立場から子どもたちの幸せを基本に、子どもを生み育てやすい社会づくりを進めることの必要性を啓発します。

主な施策		内容	実績 (H25年度)	目標 (H27~31年度)	所管室
少子化問題への啓発	少子化についての広報	次世代育成支援対策推進法の周知を図るとともに、将来の人口予測や少子化による財政や国民年金・健康保険制度への影響など、少子化についての広報を充実します。	広報・ホームページ: 随時掲載	継続	福祉室
	子育ての社会化についての啓発	子育ての社会的支援の必要性等について、広報やホームページなどの活用による啓発をより一層推進します。	広報・ホームページ: 随時掲載	継続	福祉室
	育児休業制度の普及・定着	広報やホームページ等を活用し、育児休業制度の周知・啓発、男性の育児休業制度取得向上に向けた広報を強化します。	パンフレットによる啓発	継続	産業振興室

## 5-2 子育て仲間（コミュニティ）づくり

### ■施策目標■

子どもをともに育てる地域づくりを目指して、保護者同士の交流を深め、子育て仲間（コミュニティ）づくりを促進します。

### ■施策の方向■

#### (1) 子育て仲間（コミュニティ）づくり

子育て中の保護者が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、家庭の中で孤立することがないように、相互に交流・情報交換できる機会や場の充実に努め、子育てをともに進める多様な子育て仲間（コミュニティ）づくりを促進します。

主な施策		内容	実績 (H25年度)	目標 (H27~31年度)	所管室
子育て仲間づくり	子育てグループづくりの支援	子育て教室、憩いの広場(保健センター)、児童館、地域子育て支援センターなどを通して、年代ごとの子育てグループの育成と自主的な活動の促進を図ります。	子育て教室: 12回 保健センターの開放	拡充	健康づくり室 生涯学習室 福祉室
	子ども会活動やPTA活動の充実	多くの小学生が参加している子ども会の活動やPTA活動への保護者の積極的な参加を促進します。また、保護者の自主活動グループづくりを支援し、保護者同士の交流を図りながら、親子の体験学習の充実を図ります。	上毛カルタ大会: 約200人 サケの稚魚放流: 約50人	継続	生涯学習室

## 5-3 地域の子育て支援体制づくり

### ■施策目標■

地域で子どもを取り巻く多様で厚い層の人の輪づくりに努め、保護者たちが行う子ども会活動や子どもが自主的に行う地域活動を支援し、地域全体で子どもを育てていくコミュニティ活動を促進します。

### ■施策の方向■

#### (1) 保護者活動の支援

保護者による地域の子育てグループや子ども会などの保護者の活動を、住民の多様な趣味や仕事の経験を活かし、地域ぐるみで支援する取り組みを促進します。

#### (2) 子育て支援ボランティア活動の周知・参加促進

子育てグループや子ども会などの保護者の活動を、趣味やスポーツなどの得意分野や地域で支援する子育てボランティア活動を促進します。

#### (3) 地域ぐるみ健全育成活動

地域全体での青少年健全育成活動の活発化を図っていきます。

主な施策		内容	実績 (H25年度)	目標 (H27～ 31年度)	所管室
活動者	地域活動の支援	子ども会活動やスポーツ少年団の行事など、地域や団体が行う活動の支援を行います。	子ども会：39団体 スポーツ少年団：11団体	継続	生涯学習室
活動の周知・参加促進	子どもに温かく、時には厳しく接する地域づくり	各自治において、リサイクル活動、花いっぱい活動、祭りやイベント、軽スポーツ、夜間パトロールなどの取り組みを通して、地域の人々が子どもに対し温かく、時には厳しく接するとともに、犯罪被害などから守る取り組みを推進します。	13自治会ごとに青少年健全育成会事業	継続	生涯学習室
	世代間交流の推進	①子ども会と老人クラブなどの世代間交流、保育園・幼稚園、児童館、小中学校や高校などでの高齢者との交流を充実します。 ②住民の様々な体験や経験を各教科の指導に活かす工夫を図ります。	学校支援センターの活用	継続	学校教育室 福祉室 学校教育室
地域ぐるみ健全育成活動	県青少年保護育成条例の周知・普及	青少年の健全育成を目的に制定された条例の周知・普及に努めるとともに、青少年育成推進員活動を促進します。	青少年育成推進員：19人	継続	生涯学習室
	青少年健全育成推進員の活動	夜間定期パトロールの実施や個別訪問、有害環境浄化活動などに努めます。	夜間定期パトロール：第1・第3金曜日	継続	生涯学習室
	団体指導者の育成	子ども会育成連絡協議会のリーダー研修会を支援し、ジュニアリーダーの養成を図ります。	なし	継続	生涯学習室
	企業の社会貢献	商工会と協力し、広報、パンフレットなどで呼びかけ、青少年健全育成に対する商店や企業の社会貢献の取得を促進します。	パンフレットによる啓発	継続	産業振興室

## 5-4 児童虐待への対応

### ■施策目標■

児童虐待の未然防止と早期発見・保護体制の整備に努めます。

### ■施策の方向■

#### (1) 虐待の予防

児童虐待の未然防止に向けて、相談指導体制の充実など保護者の子育て不安や負担感の軽減を図るとともに、児童虐待防止相談を充実します。

#### (2) 虐待の発見・防止・保護体制の整備

吉岡町要保護児童対策地域協議会の活動を強化し、子育て関連施設における虐待発見の徹底、健康診査の未受診者への訪問など発見体制の充実を図るとともに、福祉・保健、教育をはじめ関係機関との連携を密にし、虐待を受けた児童の保護を図ります。

主な施策		内容	実績 (H25年度)	目標 (H27～ 31年度)	所管室
虐待の 予防	育児ストレス 解消の促進	育児ストレス解消に向けて、保護者の交流機会の充実や子育てグループの育成を図るとともに、一時預かりの利用を促進します。	出生届出時における福祉サービスのチラシ配布	継続	健康づくり室 福祉室
	児童虐待の 発生予防	健診や教室、様々な相談などの機会において、育児不安や育児困難を感じる保護者に対し、助産師・栄養士・保健師・保育士などによる支援を行います。また、母子保健推進員や民生委員など地域の協力を得て児童虐待の発生防止に努めます。	・乳幼児健診における子育て支援パンフレットの配布 ・相談等支援	継続	健康づくり室 福祉室
	相談体制の 整備	児童相談所に通告があった虐待のおそれがある家庭に訪問し、関係機関と連携をとりながら相談の充実を図ります。	訪問指導	継続	福祉室
虐待の 発見・ 防止・ 保護体制の 整備	虐待通告義務の 広報	虐待発見者の通告義務について、保育園、幼稚園、学校等の児童施設を含め、広く住民に周知し、虐待の早期発見に努めます。	・乳幼児健診における子育て支援パンフレットの配布・虐待予防チラシ等配布 ・要対協月1回開催	継続	学校教育室 健康づくり室 福祉室
	児童虐待の 早期発見体制の 強化と虐待防止・ 保護	吉岡町要保護児童対策協議会の活動を強化して虐待の早期発見に努めるとともに、中央児童相談所や関係機関との連携により、虐待防止と保護に努めます。	・実務者会議年12回 ・個別ケース会議8回 ・児童相談受付児童数延べ15人 ・要対協月1回開催	継続	福祉室
	里親制度の 普及と広報	保護児童の健全な育成を図るため、里親制度の普及と広報活動を行います。	パンフレットの配布	継続	福祉室

## 6 子ども・子育てに配慮したまちづくり

安心して子育てができるよう、子どもや子育て家庭等に配慮した生活環境の整備やのびのび遊べる遊び場などの整備、安全なまちづくりなど、子どもや子育てに配慮した魅力のあるまちづくりが求められています。

### 6-1 遊び場などの整備

### 6-2 子ども等の安全の確保

## 6-1 遊び場などの整備

### ■施策目標■

子どもたちがのびのびと遊び、活動するとともに、年齢の異なる子ども同士が交流できる場づくりを推進します。

### ■施策の方向■

#### (1) 子どもの遊び場などの整備

児童館の整備・充実を図るとともに、放課後の学校施設の地域開放、生涯学習施設や保健センターの活用促進など、地域での子どもの遊びやスポーツ・体験活動などの拠点の確保に努めます。また、中高生が地域で交流・活動できるよう居場所づくりを進めます。

#### (2) 公園、広場、緑地等の整備

家族で半日～1日楽しく遊べる公園の整備・充実を図るとともに、子ども同士で遊べる身近な公園や広場、緑地の整備、生活にうるおいを与える緑地などの保全と整備を進めます。

主な施策		内容	実績 (H25 年度)	目標 (H27～ 31 年度)	所管室
子どもの遊び場などの整備	児童館の整備・充実	遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、児童館の運営の充実を図ります。	フェンス工事	施設の耐震化や改修等	福祉室
	児童の居場所づくり	①平日の放課後、学校の空き教室を利用して、児童の居場所づくりを検討します。	なし	検討	学校教育室
		②学校体育施設を開放し、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどの取り組みにより、地域において児童・生徒のスポーツ・レクリエーション活動を促進します。	小学校校庭や吉岡中体育館をスポ少などに開放	継続	生涯学習室

主な施策		内容	実績 (H25 年度)	目標 (H27～ 31 年度)	所管室
子どもの 遊ばし 場の 整備	生涯学習施設等の活用	図書館や公民館などを活用し、子どもの体験活動などの充実を図ります。	こどもときめき講座:年3回・95人 おもしろ科学教室:年3回・69人	拡充	生涯学習室
	中高生の居場所づくり	公民館や児童館などで、中高生の居場所(部屋ないしは中高生タイムの設定)づくりを検討し、趣味や特技の活用や交流を図ります。	なし	縮小	生涯学習室
公園、 広場、 緑地 等の 整備	ちびっこ広場・児童遊園の有効活用	①ちびっこ広場・児童遊園内の遊具等を定期的に点検し、修繕を行うとともに、地元の設置要望及び利用状況を踏まえ新たな遊具を設置します。また、公園を活用した子どもの遊び機会の創出を促進します。	遊具の点検、再塗装	拡充	福祉室
		②自治会管理のコミュニティ広場整備を促進します。	なし	継続	町民サービス室

## 6-2 子ども等の安全の確保

### ■施策目標■

子どもが犯罪の被害者になることがないよう防犯対策を充実するとともに、交通安全対策の充実、防災への対応、社会環境の浄化など、安全なまちづくりに努めます。

### ■施策の方向■

#### (1) 犯罪被害の予防・防止

子どもへの防犯教育、地域での防犯活動、「子ども安全協力の家」など、犯罪被害から子どもを守る総合的な取り組みを進めます。

#### (2) 交通安全対策の充実

交通安全教育の徹底に努めるとともに、交通安全施設等の整備・充実に努めます。

#### (3) 防災教育の推進

防災教育の推進などにより、子どもの生活安全の確保を図ります。

#### (4) 有害環境の浄化

県青少年保護育成条例などに基づき、青少年を取り巻く有害環境の浄化に努めます。

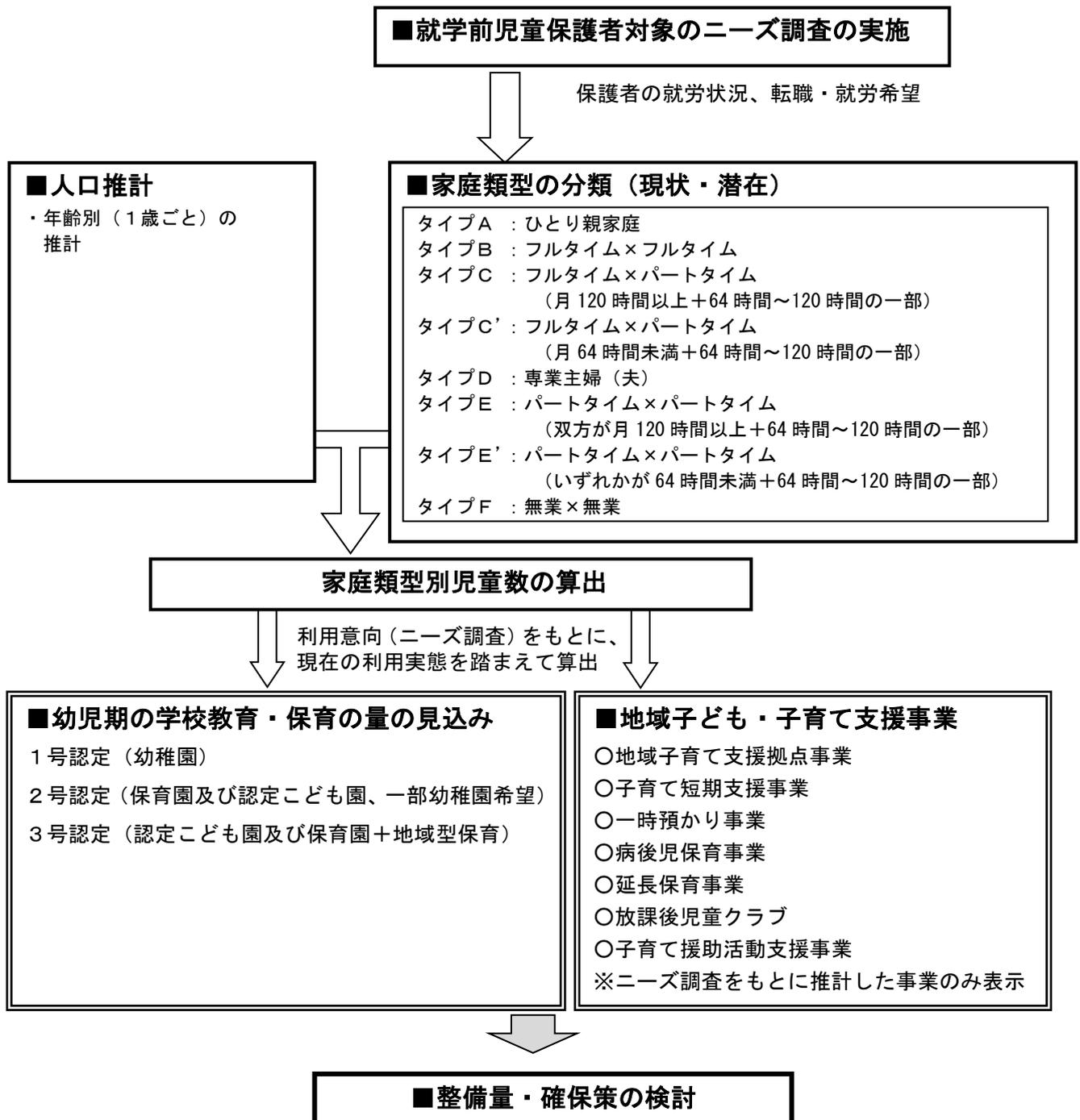
主な施策		内容	実績 (H25 年度)	目標 (H27～ 31 年度)	所管室
犯罪被害の 予防・防止	犯罪等に関する情報提供	犯罪防止のためのパンフレット配布、街頭啓発などにより、犯罪抑止に努めます。	パンフレット配布、街頭啓発	継続	生活環境室
	防犯教育の充実	学校教育において、子どもが自ら身を守ることができるよう防犯知識の習熟に努めます。	防犯ブザーの配布 防犯教室の実施 携帯・インターネット問題に関する講演会 不審者対策の避難訓練	継続	学校教育室
	子ども安全協力の家の拡充	子ども安全協力の家に加えて、子どもがいつでも助けを求められる所として、事業所等への指定も検討します。	114 か所(軒) <内訳> 明治小学校区:44 か所 駒寄小学校区:70 か所	150 か所	学校教育室 生涯学習室
	防犯灯の整備と維持管理への支援	各自治会等の防犯灯の整備を行うとともに防犯灯電気量の補助を行います。	設置数:966 基 LED防犯灯に一斉切り替え(H26 年度)	1000 基	生活環境室
	防犯ボランティア活動の支援	まちをあげて子どもの犯罪被害の予防・防止を図るために、「安全安心町づくり条例」に基づき、防犯委員、青少年育成推進員等によるパトロール活動や事故防止活動、青パトによる防犯パトロールなどを継続します。	防犯委員 33 名 青少年育成推進員によるパトロール活動	継続	生活環境室 生涯学習室
交通安全対策の 充実	交通安全教室の推進	幼児交通安全教室や小中学校の交通安全教室、各季交通安全運動期間中のパトロール、イベントなど、関係団体等と協力して子ども交通安全の徹底に努めます。	交通安全会 107 名 交通指導員 16 名	継続	学校教育室 生活環境室
	チャイルドシート購入補助と啓発	チャイルドシート購入補助による装着の徹底を図るとともに、関係団体により正しい着用方法などについて啓発活動を行います。	補助件数:105 件	継続	生活環境室
	交通安全施設等の整備	交通量が多い道路や事故の多発している道路、通学通園路等を中心に、歩道の設置や各種交通安全施設等の整備・拡充を図ります。	道路反射鏡設置 20 か所 区画線設置 5,557m	継続	生活環境室 都市建設室
教育 防災	防火・防災意識の啓発	地域や学校等での防火訓練や大規模地震災害や土砂災害等に対する防災学習の充実を図ります。	防災計画の見直し 各学校で防災訓練	継続	学校教育室 生活環境室
有害環境 の浄化	有害情報の自主的措置の促進	青少年育成推進員のパトロールによる有害図書自販機などの監視、地権者・管理者への非契約継続の依頼や、インターネット利用方法について講座を開きます。	青少年育成推進員によるパトロール活動	継続	生涯学習室

# 第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

## 1 事業量推計

### 1-1 推計の流れ

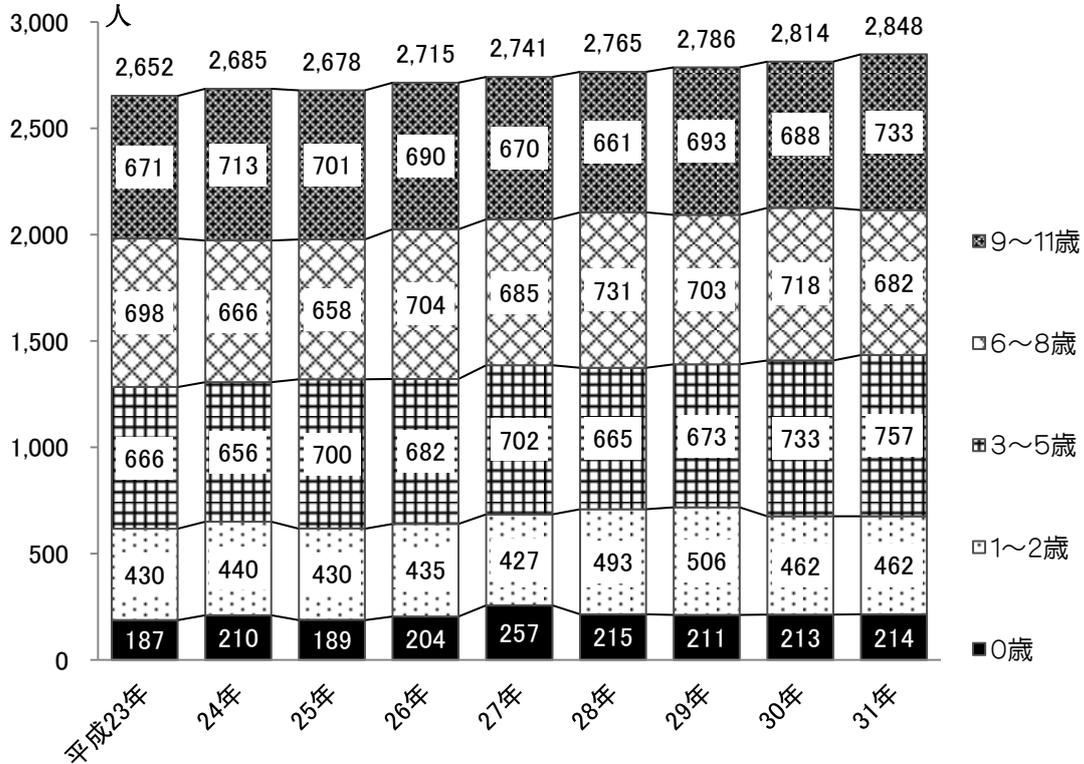
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、平成25年度に実施したニーズ調査結果（意向）を基に次の手順で推計しました。



## 1-2 児童人口・家庭類型別児童数の推計

### (1) 児童人口の推計

住民基本台帳人口を基に、児童人口の推計をしました。



(単位: 人)

年齢	平成 27 年度※	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0歳	257	215	211	213	214
1歳	214	270	227	225	227
2歳	213	223	279	237	235
3歳	223	216	227	283	240
4歳	221	226	219	230	286
5歳	258	223	227	220	231
6歳	215	261	226	230	224
7歳	252	215	260	225	230
8歳	218	255	217	263	228
9歳	221	217	254	216	262
10歳	220	223	217	254	216
11歳	229	221	222	218	255

※平成 27 年度は平成 28 年 1 月現在の人数

国の指針に基づき、保護者の就労状況を基に下記の家族類型に分類し、それぞれの利用意向の把握を行いました。

潜在とは、1年以内等に就労の見込みがあるなどの状況を反映させて分類したものです。

■潜在的な家庭類型（比率）

家庭類型	現 在					潜 在			
	計	0歳	1～2歳	3～5歳		計	0歳	1～2歳	3～5歳
タイプA	2.9%	0.0%	1.9%	3.6%		2.9%	0.0%	1.9%	3.6%
タイプB	32.3%	38.1%	35.5%	30.7%		35.8%	40.5%	36.4%	35.1%
タイプC	22.4%	7.1%	11.2%	27.4%		20.4%	9.5%	14.0%	23.6%
タイプC'	8.0%	4.8%	4.7%	9.3%		13.8%	9.5%	14.0%	14.2%
タイプD	34.0%	50.0%	46.7%	28.5%		26.7%	40.5%	33.6%	23.0%
タイプE	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプE'	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプF	0.4%	0.0%	0.0%	0.5%		0.4%	0.0%	0.0%	0.5%

■家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイプC'：フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+64時間～120時間の一部)</li> <li>・タイプD：専業主婦(夫)</li> <li>・タイプE'：パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+64時間～120時間の一部)</li> <li>・タイプF：無業×無業</li> </ul>	1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイプA：ひとり親家庭</li> <li>・タイプB：フルタイム×フルタイム</li> <li>・タイプC：フルタイム×パートタイム (月120時間以上+64時間～120時間の一部)</li> <li>・タイプE：パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部)</li> </ul>	2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)
 ※ただし現在幼稚園利用	 2 保育認定①(幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)

## (2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

国の基本指針、実数等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を以下のとおりとします。

■各年齢別教育・保育の量の見込み（ニーズ量）（単位：人）

区分	実数		推計			
	平成25年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
児童数(5歳未満)	1,319	1,386	1,373	1,390	1,408	1,433
3～5歳児	700	702	665	673	733	757
0～2歳児	619	684	708	717	675	676
0歳児	189	257	215	211	213	214
1・2歳児	430	427	493	506	462	462
1号認定(3～5歳児)	154	210	163	145	138	142
2号認定(3～5歳児)	458	474	472	498	562	581
3号認定	0歳児	13	77	60	63	73
	1・2歳児	182	223	278	299	277
	計	195	300	338	362	345

※平成25年度実績は年度当初（4月）の利用者数

※平成27年度実績は平成28年1月現在の利用者数

区分	対象者	利用サービス
1号認定	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育園 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育園 認定こども園 地域型保育

## 2 提供体制の確保の内容

### 2-1 教育・保育提供区域について

#### (1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載が必要です。

#### (2) 区域設定

本町では、一部の地域で人口増がみられるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとはいえないことから、吉岡町全域とすることになります。

### 2-2 子どものための教育・保育給付

町は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園
		新制度への移行を選択する私立幼稚園
	2. 保育所	
	3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園
幼稚園型認定こども園		
保育所型認定こども園		
地方裁量型認定こども園		
地域型保育給付	4. 小規模保育	
	5. 家庭的保育	
	6. 居宅訪問型保育	
	7. 事業所内保育	

## (1) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

町は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

### ① 1号認定（3歳以上）

- ・1号認定は150人程度で推移すると想定されます。また、2号認定のうち幼稚園の利用意向は30人前後で推移すると想定され、1号認定と2号認定を合わせた幼稚園利用者は180人程度で推移すると推計されます。
- ・一方、平成29年度に幼稚園から認定こども園への移行に伴い、幼稚園と認定こども園を合わせた定員は、270人から205人に減少する予定ですが、現在の幼稚園利用者の3人に1人程度が町外の幼稚園を利用していることから、必要量に対して確保できる見込みです。

### ② 2号認定（3歳以上）

- ・2号認定は、450～550人前後で推移すると推計されます。
- ・一方、保育所定員は480人で、幼稚園から移行した認定こども園の定員は75名となり、不足することなく確保できる見込みです。

#### ■ 3歳以上（1号認定・2号認定）

区分			計画				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	幼稚園		210人	163人	145人	138人	142人
			28人	26人	27人	27人	28人
2号認定	保育所		446人	446人	471人	535人	553人
	計		474人	472人	498人	562人	581人
確保方策							
1号+2号教育	特定教育・保育施設	認定こども園	30人	30人	155人	155人	155人
		幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	新制度に移行しない幼稚園		240人	240人	50人	50人	50人
	過不足		充足				→
2号認定	特定教育・保育施設	保育所	480人	480人	480人	480人	480人
		認定こども園	10人	10人	85人	85人	85人
	認可外保育施設		0人	0人	0人	0人	0人
	過不足		充足				→

### ③ 3号認定（3歳未満）

- 3号認定は280人程度で推移すると想定されます。うち0歳時は15人程度で推計する見込まれますが、これは年度初めの見込み値で、年度途中に入所する児童がいるため、年度末時点で70人程度になり、1～2歳児を合わせると、340人程度になると見込まれます。
- これらの見込み量に対して、平成27年は285人、平成28年は320人、平成29年～31年は幼稚園から移行した認定こども園定員45人を加えた365人の受入れを可能とすることにより、一定程度のニーズの増加に対応していきます。
- 見込み量（予想されるニーズ）に対する定員が確保できると想定されることから、認定こども園、地域型保育事業等については、今後のニーズを踏まえながら必要に応じて検討していきます。

#### ■ 3歳未満（3号認定）

区分		計画					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
3号認定	0歳児	77人	60人	63人	68人	73人	
	1・2歳児	223人	278人	229人	277人	282人	
	計	300人	338人	362人	345人	355人	
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育所	285人	320人	320人	320人	320人
		認定こども園	0人	0人	45人	45人	45人
	特定地域型保育事業		0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設		0人	0人	0人	0人	0人
	過不足				充足		→

## 2-3 地域子ども・子育て支援事業の提供

以下の事業について、量の見込み及び確保方策を設定します。

### 【地域子ども・子育て支援事業】

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業等
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑦一時預かり事業
- ⑧病児・病後児保育事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※⑫及び⑬の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない。

#### ①利用者支援事業

- ・子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。新制度に基づく新規事業ですが、これまでも保育所等の入所相談は、健康福祉課福祉室を中心に行っていることから、引き続き、「利用者支援事業」として、情報提供・相談支援の充実を図ります。

	計画				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保策(実施か所数)	1 か所				

#### ②地域子育て支援拠点事業

- ・公共施設や保育園、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
- ・本町では、地域子育て支援センター事業として実施しています。
- ・利用率を高めるためのPRの強化や、事業内容の充実を図ります。

	実績	計画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ利用者数)	4,947 人	5,626 人	5,811 人	5,893 人	5,970 人	6,029 人
実施か所数	1 か所					

### ③妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

- 妊娠してから出産まで、定期的に医療機関等に通院し、健診を受ける費用を助成する事業です。
- 対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は、210人程度で推移すると想定されますが、流産等を考慮した量を見込みます。
- 妊婦全員の実施体制が整っており、100%の実施を目指します。

	実績	計画				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(対象者数)	228人	215人	220人	220人	225人	225人
確保方策	—	対象者全員に対して実施体制を確保				

### ④乳児家庭全戸訪問事業

- 子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。
- 対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は、210人程度で推移すると想定されます。
- 平成25年の訪問率は86.5%でしたが、全戸の訪問（100%）を目指します。

	実績	計画				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(対象者数)	214人	205人	208人	211人	213人	214人
確保方策	86.5%	対象者全員に対して実施体制を確保				

### ⑤養育支援訪問事業

- 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。
- 本町では、当面、本事業としては実施しませんが、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健施策を通じて必要な支援を行っていきます。
- 一方、支援が必要な家庭が増加傾向にあることから、家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。

## ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

- 子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。
- ニーズ調査結果を踏まえると、延べ15人程度の利用が見込まれます。
- 本町においては現在実施していない事業であり、見込み量も多くないことから、当面は実施しないものとしますが、ニーズを把握しながら、提供の必要性について検討していきます。なお、宿泊を伴う一時預かりについては、ファミリー・サポート・センター事業で提供していることから、適切な情報提供を行っていきます。

	実績	計画				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(延人数)	0人日	15人日	15人日	15人日	15人日	16人日

## ⑦一時預かり事業

- 一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。
- 幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、ニーズ調査から延1,700人日程度が見込まれます。これらのニーズに対して、現在の提供体制で対応可能な見込みです。
- また、在園児以外（主に3歳未満の在宅児童）は、830人日／程度で推移することが見込まれます。

### ■幼稚園における在園児を対象にした一時預かり（預かり保育）

	実績	計画				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(延人数)	1,542人日	1,727人日	1,635人日	1,670人日	1,668人日	1,721人日
確保方策(提供量)		1,800人日	1,800人日	1,800人日	1,800人日	1,800人日

### ■主に3歳未満の在宅児童等を対象

	実績	計画				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(延人数)	350人日	572人日	564人日	575人日	578人日	590人日
確保方策(提供量)	—	700人日	700人日	700人日	700人日	700人日
保育園の一時預かり	—	350人日	350人日	350人日	350人日	350人日
ファミリー・サポート・センター	—	350人日	350人日	350人日	350人日	350人日

### ⑧病児・病後児保育事業

- 病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。
- 本町では、町内の小児科医院で、回復期にある就学前児童を一時的に預かる病後児保育事業を実施しています。あわせて、ファミリー・サポート・センター事業においても、病児・病後児の預かりを支援しています。
- アンケート調査では、ニーズが高いサービスである一方、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」との回答も多くみられたことなどを踏まえ、年間570人日程度を見込みます。
- 病後児保育については、見込み量に対する確保策は整っていますが、一方で、定期的な利用ではなく、日々、季節等の変動も大きいのも特徴でもあります。
- また、病児保育については、ニーズを踏まえながら、医療機関と連携して提供の体制について検討していきます。

	実績	計画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	55 人日	572 人日	564 人日	575 人日	578 人日	590 人日
確保方策(提供量)						
病児保育	—	600 人日				

### ⑨時間外保育事業（延長保育事業）

- 保育園利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。本町の場合、18時30分～19時までの保育を実施しているため、18時以降の利用希望人数を見込んでいます。
- 保護者の就労形態の多様化により、延長保育ニーズは増加すると見込まれることから、実施園を2か所に増やして充実を図ります。

		実績	計画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		41 人	87 人	86 人	87 人	88 人	90 人
確保方策	提供量	41 人	90 人				
	実施園数	1 か所	2 か所				

### ⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

- ・主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。
- ・年々、利用者が増加している事業で、高学年の利用開始に伴い、さらにニーズが高くなると想定される事業で、低学年は300名前後、高学年は60名程度で推移すると推計されます。

	実績			計画			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	182人(1)	205人	252人	311人	352人	361人	364人
低学年	181人(1)	199人	233人	278人	290人	302人	299人
高学年	1人(0)	6人	19人	33人	62人	59人	65人
確保方策(定員)	210人	285人	285人	355人	390人	390人	390人
低学年	210人	225人	245人	315人	320人	320人	320人
高学年		60人	40人	40人	70人	70人	70人
クラブ数	3か所	5か所	5か所	6か所	7か所	7か所	7か所

※（ ）内は障がい児数

### ⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

本町では、渋川市、榛東村と合同で「しぶかわファミリー・サポート・センター」を運営しています。

アンケート調査結果では、国の指標に基づく、小学生が放課後過ごしたい場所として「ファミリー・サポート・センター」の利用意向は僅かでしたが、これらのニーズに対しては、「一時預かり事業」と一体的に対応していきます。

本事業は、一時預かりなど有効な事業であることから、提供会員、依頼会員、提供兼依頼会員ともに増加させるために、PR等を強化します。

	実績		計画				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	低学年	—	39人日	41人日	40人日	41人日	39人日
	高学年	—	4人日	4人日	4人日	4人日	5人日
確保の内容 会員数	提供量 ※	—	350人	350人	350人	350人	350人
	提供会員	10人	12人	14人	16人	18人	20人
	依頼会員	92人	100人	100人	100人	100人	100人
	両方会員	11人	10人	10人	10人	10人	10人

※3歳未満の在宅児童等に対する一時預かりと合わせた提供量

### **⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業**

特定教育・保育施設が実費徴収・上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

特定教育・保育施設の保育料については、国が定める公定価格を基に町が保護者の所得に応じて、利用者負担額を設定することとされていますが、実費徴収についても低所得者の負担軽減策の一つとして実現可能か検討をしていきます。

### **⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本章内で設定した「量の見込み」及び「確保方策」では、3歳未満児及び3歳以上児とも現行の施設内で充足する見込みであることから、現在のところ新規施設等を設ける必要性はないと考えられるものの、今後の状況が大幅に変更になった場合には、本事業について検討をしていきます。

## 2-4 その他の推進方策

---

### ① 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進方策

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

### ② 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

町は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

### ③ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する群馬県が行う施策との連携

町は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

### ④ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

町は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の実現に向けた役割

#### (1) 家庭の役割

子どもにとって家庭は、いこいと安らぎなどを得ることができる、かけがいのない場であるとともに、基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善悪の判断能力、職業意識や学ぶ意欲、生活文化などを身につける場です。その重要な役割を再認識し、その役割を果たしていくことが求められます。

また、男女が共働して家庭を築くとともに、子どもも家族の一員として家事や家業などで役割を果たすなど、互いに助け合う家庭機能の充実に努めることが求められます。

#### (2) 地域の役割

子どもは生活の中で多くの人や物にふれ、次々と新しいことを体験しながら育っていきます。特に、子どもが大人に向けて自立していくためには、家族の保護の下から離れ、友だちと社会の中で新たなことに挑戦していく体験が重要です。地域は、子どもにとって家庭に次ぐ身近な生活の場であり、保護者にとっては身近で重要な子育ての場です。

保護者がお互いに子育てを助け合えるような機会を充実するとともに、地域社会で子育てを行っていくという意識の醸成、地域活動への子どもの参加の促進、子どもや保護者活動への地域住民の積極的な支援など、地域社会の子育て機能の回復を図ることが必要です。

#### (3) 事業所の役割

育児休業制度の定着、就労時間の短縮、妊産婦の健康管理の充実など子育て家庭等に配慮した就労環境を整備するなど、次世代育成を応援し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる職場づくりが求められます。

また、地域の一員として、子どもの健全育成や子育て支援、職業体験教育の取り組みに対して、積極的に協力していくことも求められます。

#### (4) 行政等の役割

本計画の内容を広く市民に啓発するとともに、庁内の関連各課をはじめ、国・県、地域、事業所、家庭などと連携・協力しながら各種施策を計画的に推進していきます。

また、前期計画の主体的な取り組みの経験をもとに、国・県に対して、保育サービス等の補助や制度の一層の充実等を要望していきます。

## 2 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。点検、評価の結果はホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

# 資料編

---



## 資料 1. アンケート調査結果の概要

### 1-1 調査の概要

#### ■調査の目的

調査は、子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行いました。

#### ■調査の対象と配布・回収数

対 象	配布数	回収数
①就学前児童の保護者	1,069 票	583 票 (54.5%)
②就学児童（小学校 1～6 年生）の保護者	1,043 票	528 票 (50.6%)

#### ■調査時期

- ・平成 25 年 11 月

#### ■調査の方法

- ・郵送配布・回収

#### ■表記等について

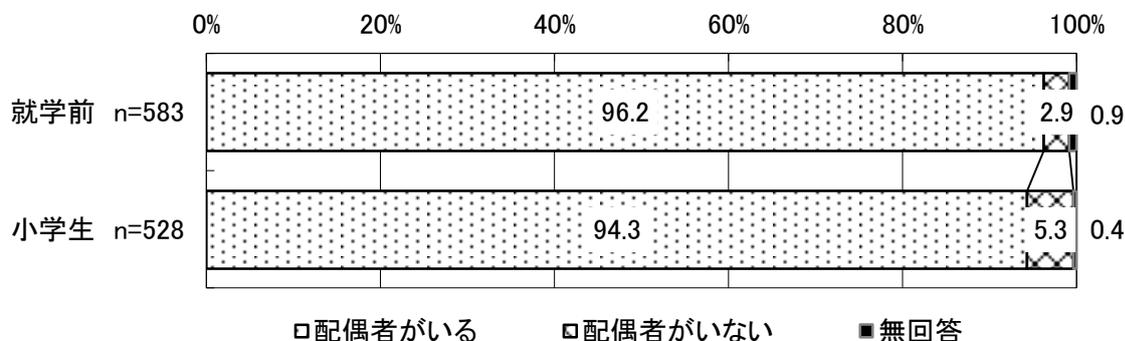
- ① 分析文中、図表において、『就学前児童の保護者用』（以下、「就学前」という）、『就学児童（小学生）の保護者用』（以下、「小学生」という）と表記しています。
- ② nは、質問に対する無回答を含む集計対象総数で割合算出の基準です。帯グラフはグラフの左端、限定設問の棒グラフはグラフの表題にnの値を表記しています。なお、一部のグラフでは、nの値を省略している場合があります。
- ③ 割合は、nに対する各回答数の百分率（%）です。小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位までを表記しているため、単数回答（1人の回答者が1つの回答をする設問）では、100.0%とならない場合があります。
- ④ 1人の回答者が2つ以上の回答をすることができる設問は、各選択肢の割合の合計は100.0%を超えています。
- ⑤ グラフや表の選択肢（カテゴリー）は、文字数の制約のため、簡略して表記している場合があります。

## 1-2 調査結果の概要

### (1) 家族の状況について

#### ○配偶者の有無

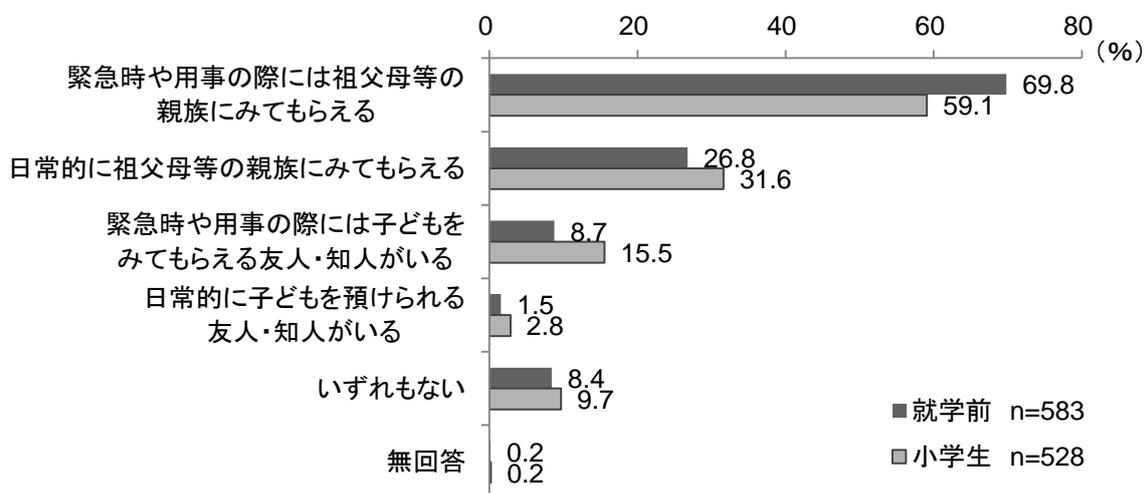
・「配偶者がいない」の割合は、就学前 2.9%、小学生で 5.3%となっています。



### (2) 子育てをめぐる環境について

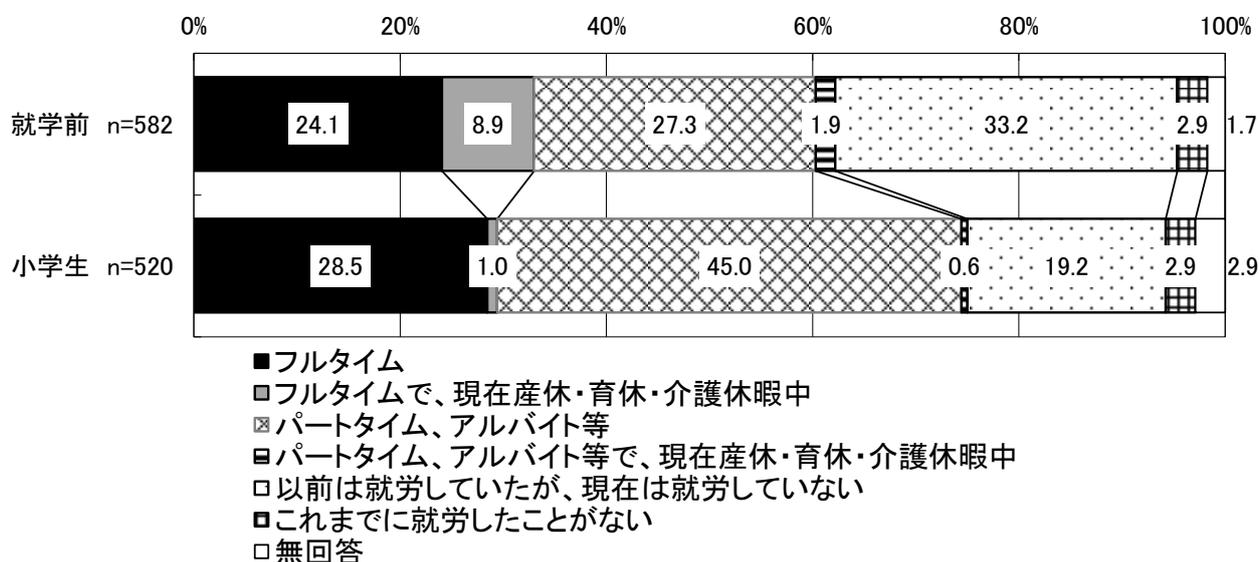
#### ○日頃、子どもをみてもらえる人の状況

・「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合がそれぞれ高く、就学前で 69.8%、小学生で 59.1%となっています。次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高く、就学前で 26.8%、小学生で 31.6%となっています。



### (3) 保護者の就労状況

・母親の就労状況とみると、「フルタイム（産休・育休・介護休暇中を含む）」の割合は、就学前で33.0%、小学生で29.5%、「パートタイム、アルバイト等（産休・育休・介護休暇中を含む）」の割合は、就学前で29.2%、小学生で45.6%となっています。

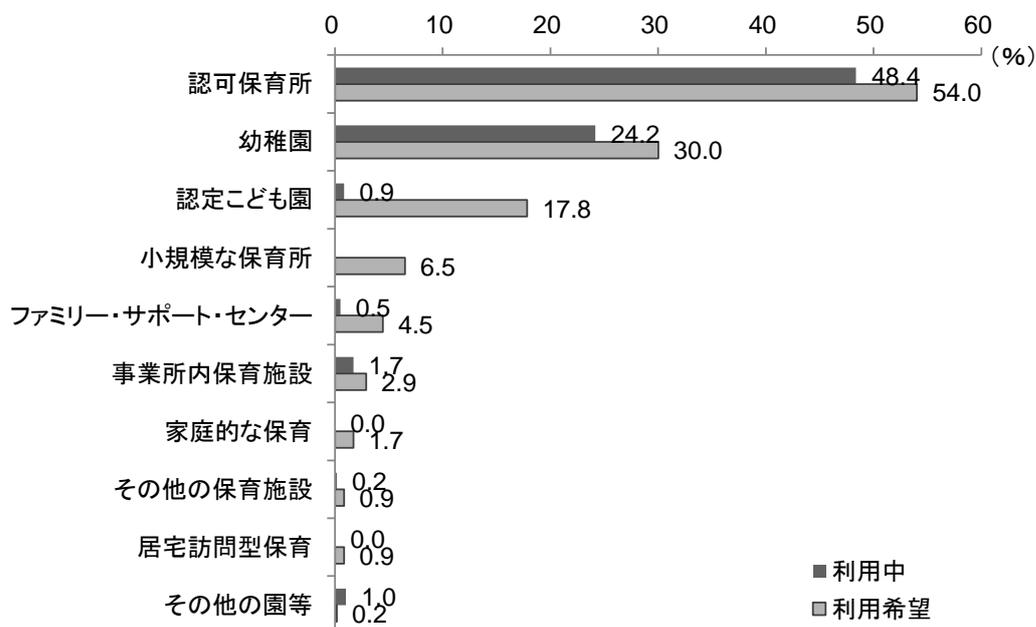


### (4) 保育所や幼稚園などの利用について

#### ○現在の利用と意向

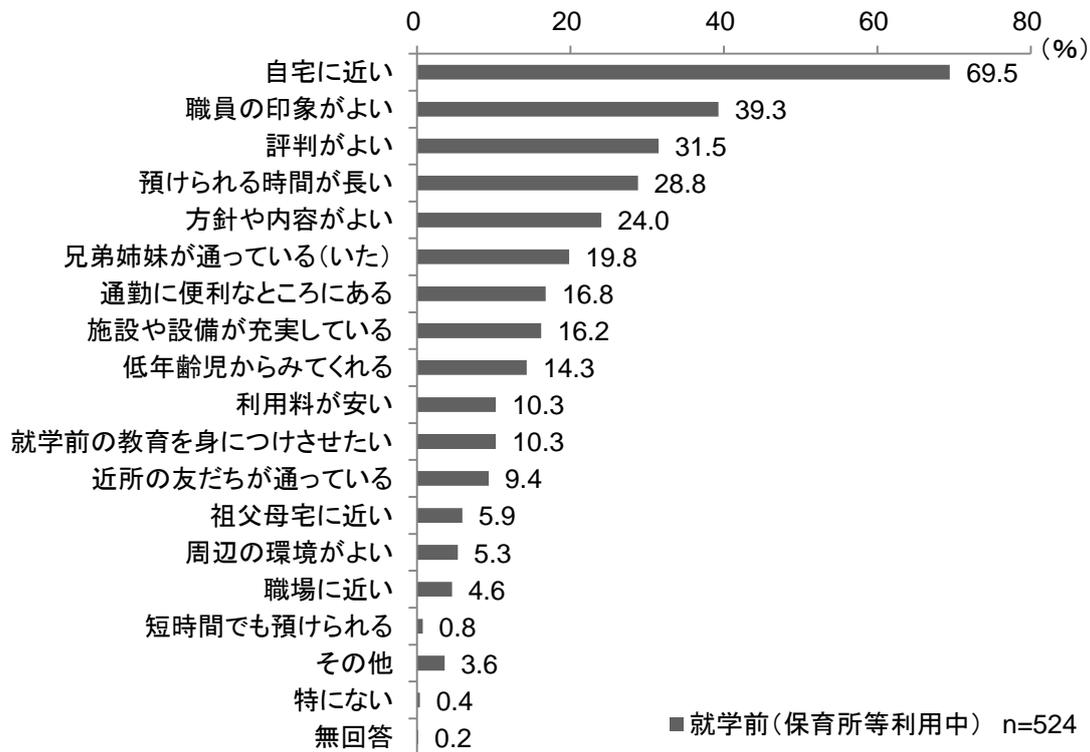
・保育所や幼稚園の利用状況、利用希望をみると、「認可保育所」の割合が高く、現在利用している割合が48.4%、利用希望（利用継続を含む）は54.0%、次いで、「幼稚園」の割合が高く、現在利用している割合が24.2%、利用希望が30.0%となっています。

・認定こども園は、現在利用している割合が0.9%ですが、利用希望は17.8%となっています。



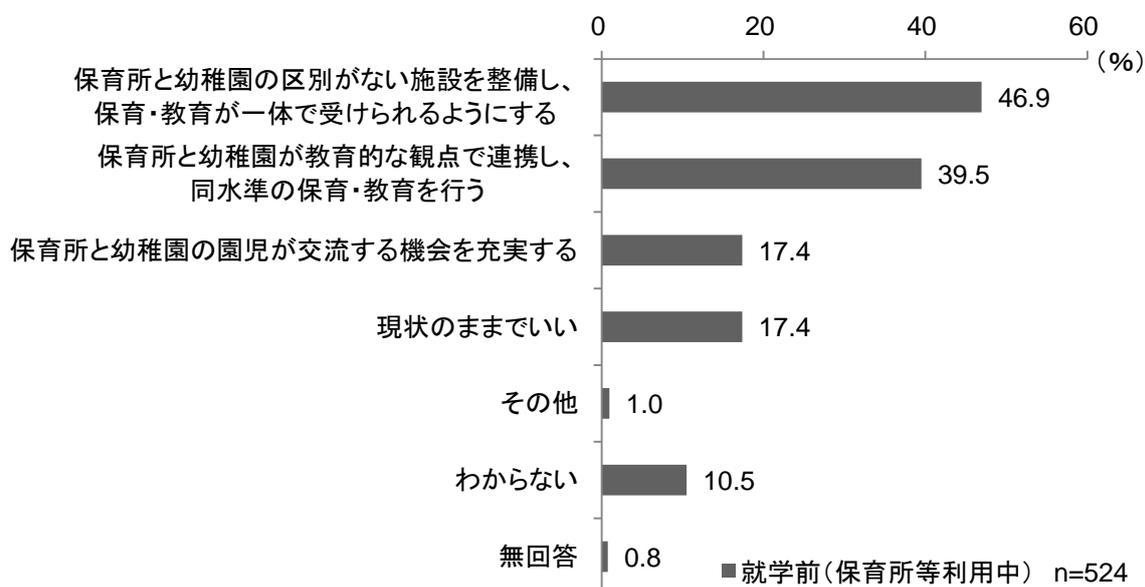
### ○保育所や幼稚園等を選ぶときの重視点

・「自宅に近い」が69.5%と最も高く、次いで「職員の印象がよい」が39.3%、「評判がよい」が31.5%と続いています。



### ○保育所と幼稚園の関係

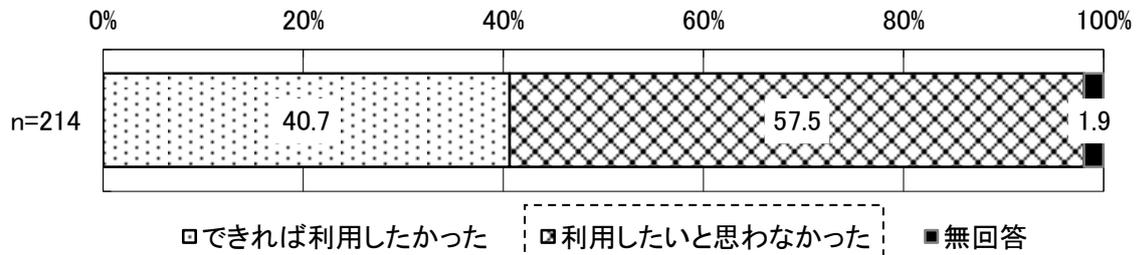
・「保育所と幼稚園の区別がない施設を整備し、保育・教育が一体で受けられるようにする」が46.9%と最も高く、次いで「保育所と幼稚園が教育的な観点で連携し、同水準の保育・教育を行う」が39.5%、「保育所と幼稚園の園児が交流する機会を充実する」と「現状のままでいい」が17.4%と続いています。



## (5) 一時預かり等の利用意向

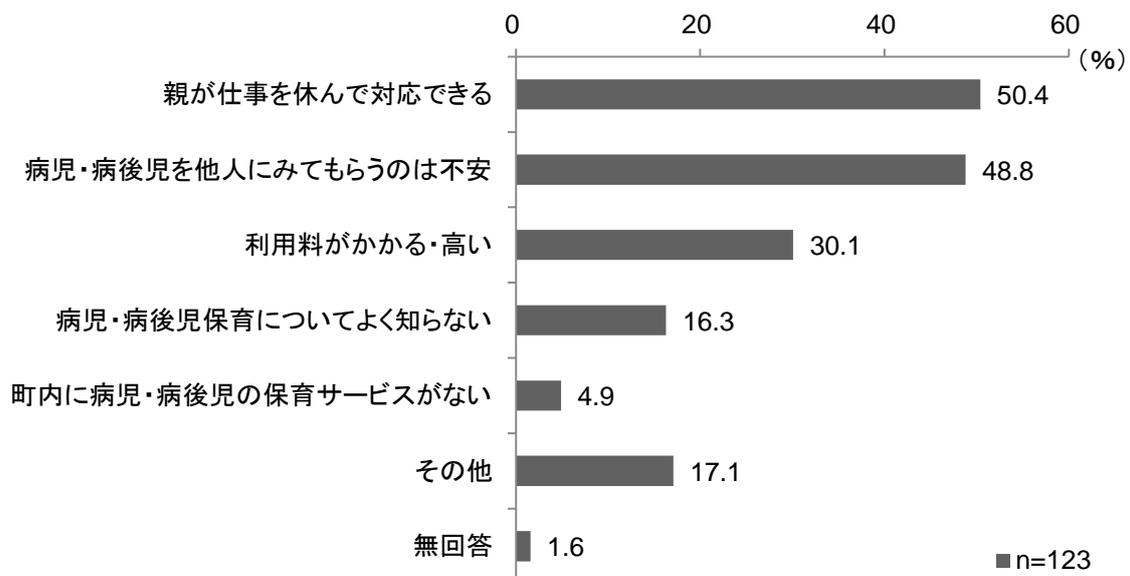
### ○病児・病後児保育

- ・昨年1年間、子どもが病気やけが等で、保育園等を利用できなかった際、母親又は父親が休んで対応したことがある人のうち、病児・病後児保育を「できれば利用したい」と思った割合は40.7%となっています。



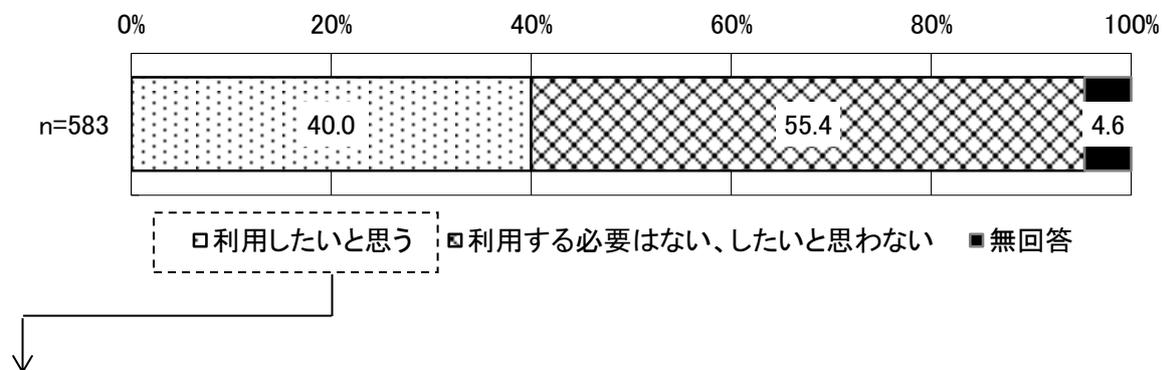
### ○病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由

- ・「親が仕事を休んで対応できる」が50.4%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が48.8%、「利用料がかかる・高い」が30.1%と続いています。



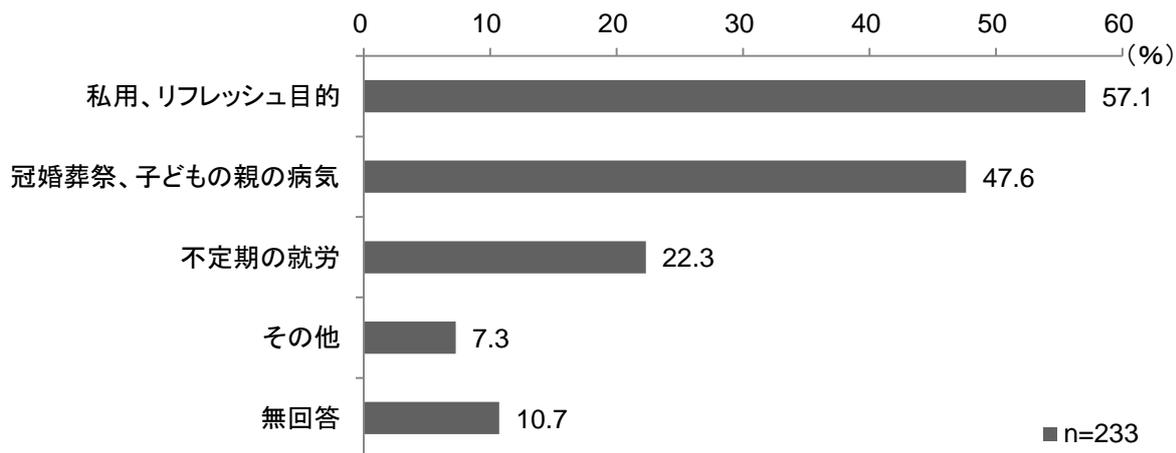
### ○一時預かり

- ・私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のための一時預かりの利用意向についてみると、「利用する必要はない、したくない」と思う人が55.4%、「利用したいと思う」人が40.0%となっています。



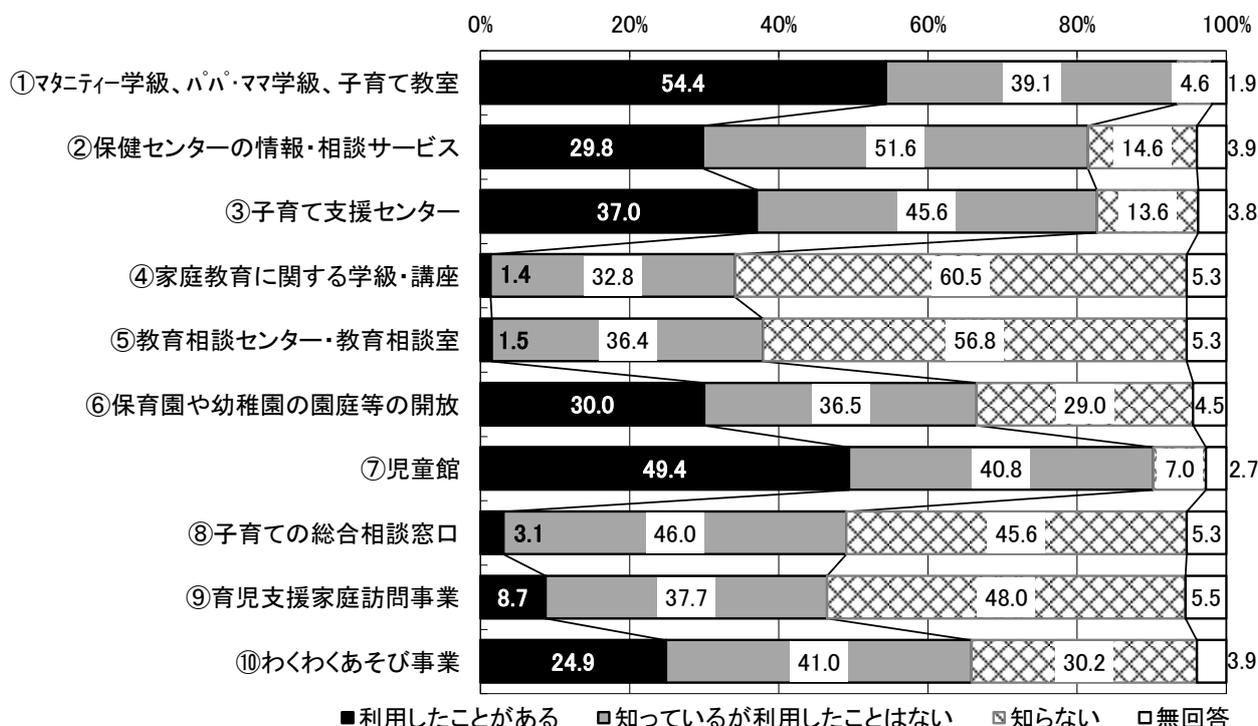
### ○利用理由

- ・利用理由は、「私用、リフレッシュ目的」が57.1%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が47.6%、「不特定の就労」が22.3%と続いています。

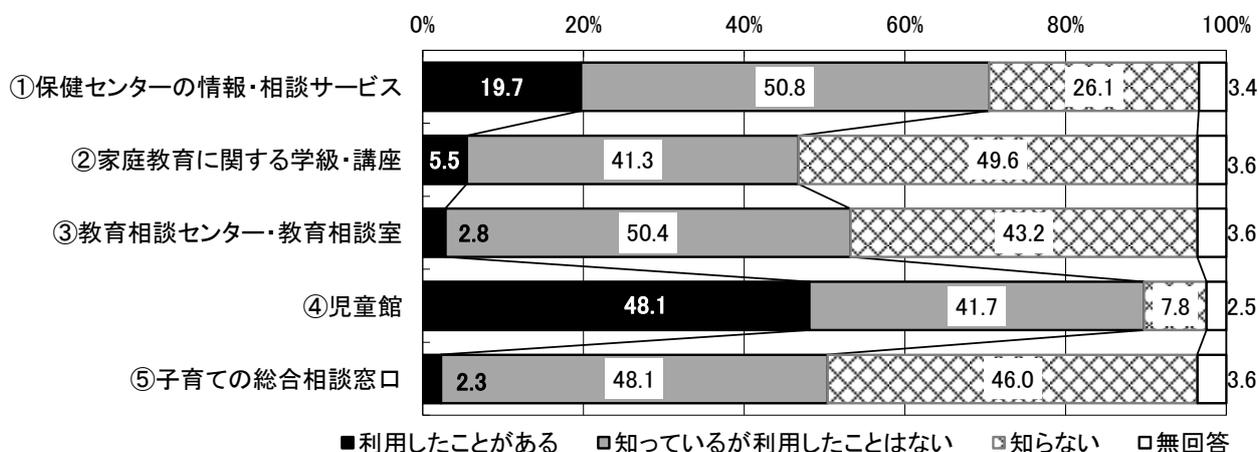


## (6) 子育て関連サービスの認知状況

- ・就学前で利用したことがある割合が高いサービスや事業は、「①マタニティー学級、パパ・ママ学級、子育て教室」が54.4%、「児童館」が49.4%となっています。
- ・一方、知らない割合が高いのは「④家庭教育に関する学級・講座」「⑤教育相談センター・教育相談室」などとなっています。



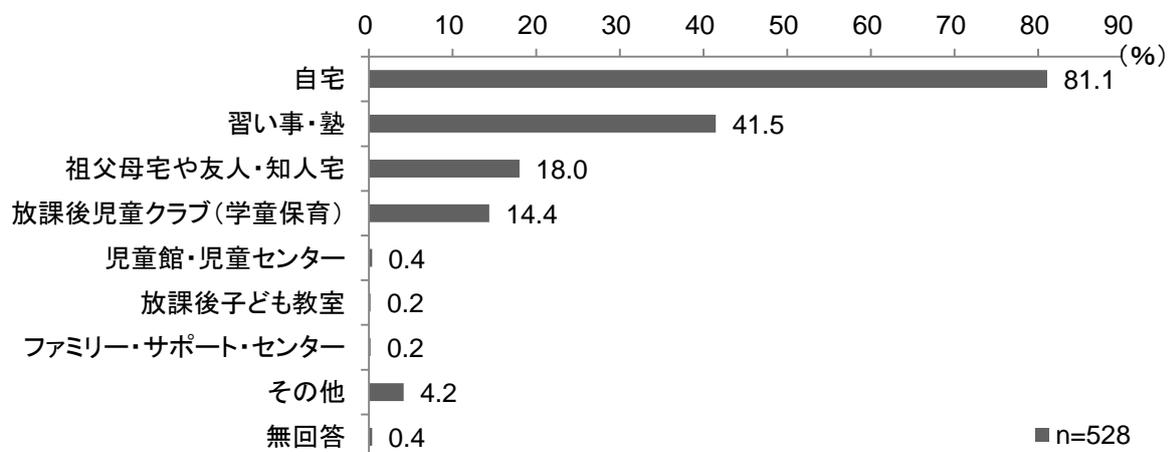
- ・小学生で利用したことがある割合が高いサービスや事業は、「児童館」が48.1%となっています。
- ・一方、知らない割合が高いのは、「②家庭教育に関する学級・講座」「③教育相談センター・教育相談室」「⑤子育ての総合相談窓口」などとなっています。



## (7) 放課後の過ごし方・放課後児童クラブの利用意向

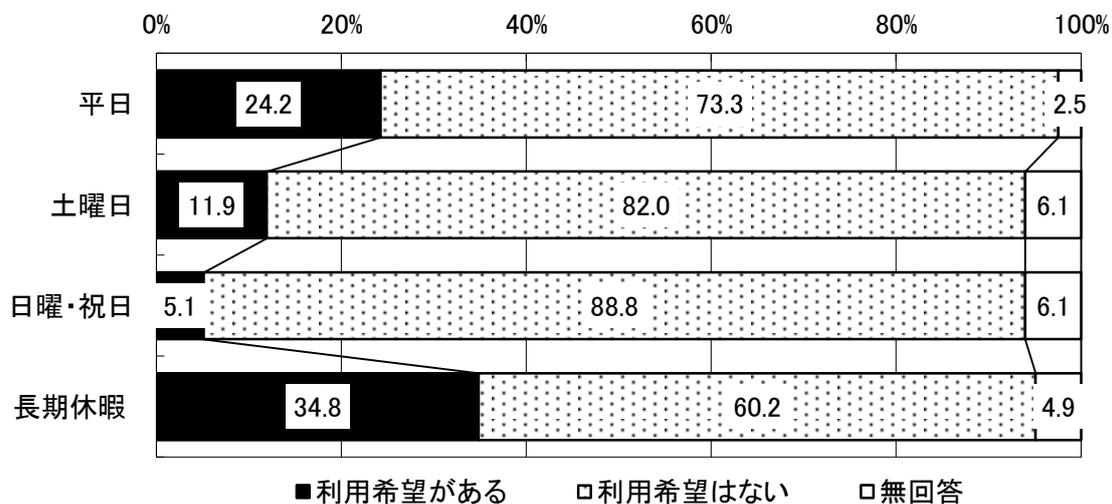
### ○放課後の過ごし方

- 小学生の放課後の過ごし方をみると、「自宅」が81.1%と最も高く、次いで「習い事・塾」が41.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が18.0%と続いています。



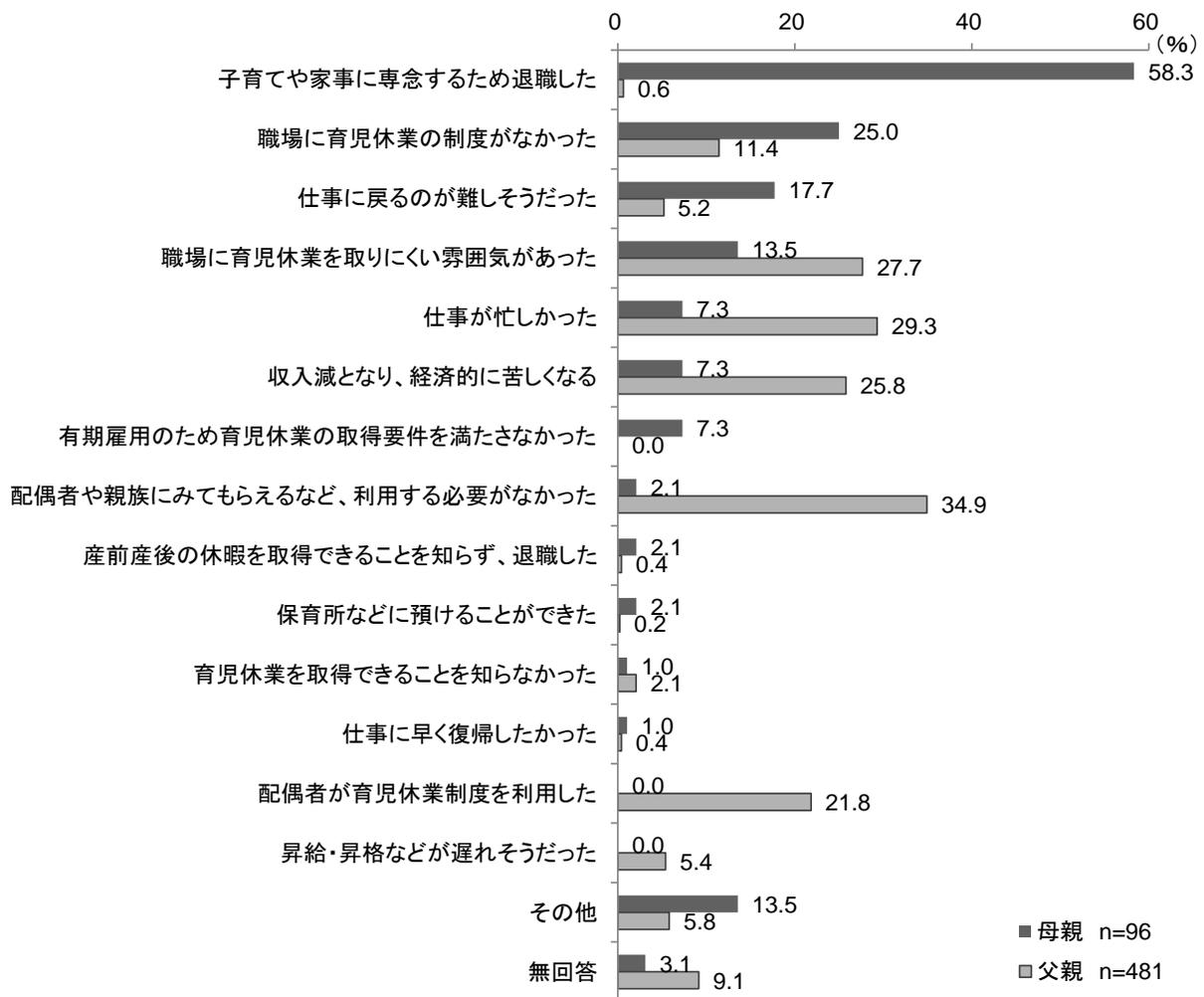
### ○放課後児童クラブの利用意向

- 小学生の放課後児童クラブの利用意向をみると、平日が24.2%、土曜日が11.9%、日曜・祝日が5.1%、長期休暇（夏休み・冬休み等）が34.8%となっています。



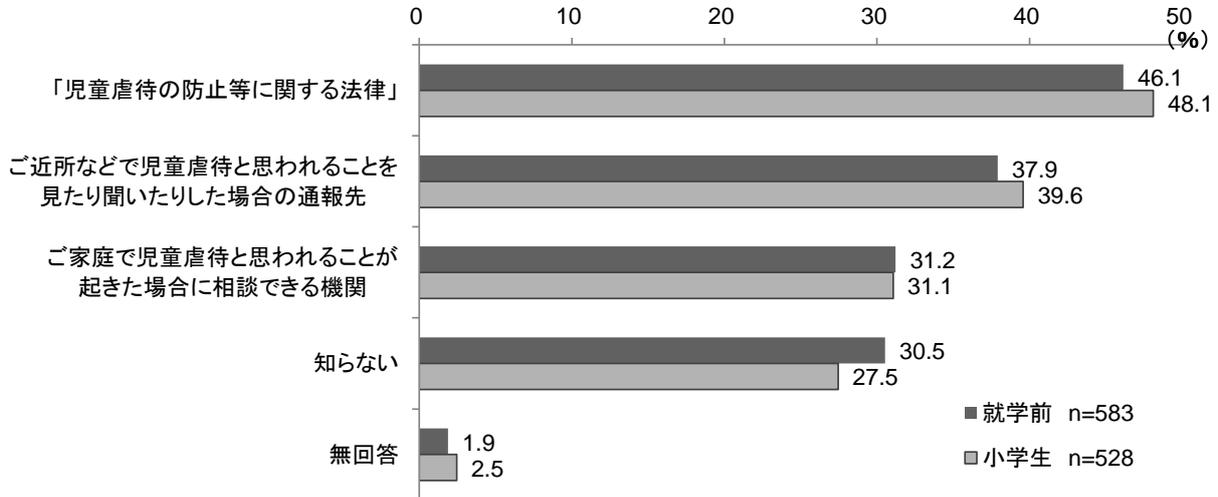
## (8) 育児休暇未取得理由

- 母親についてみると、「子育てや家事に専念するため退職した」が58.3%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が25.0%、「仕事に戻るのが難しそうだった」が17.7%と続いています。
- 父親についてみると、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が34.9%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が29.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が27.7%と続いています。



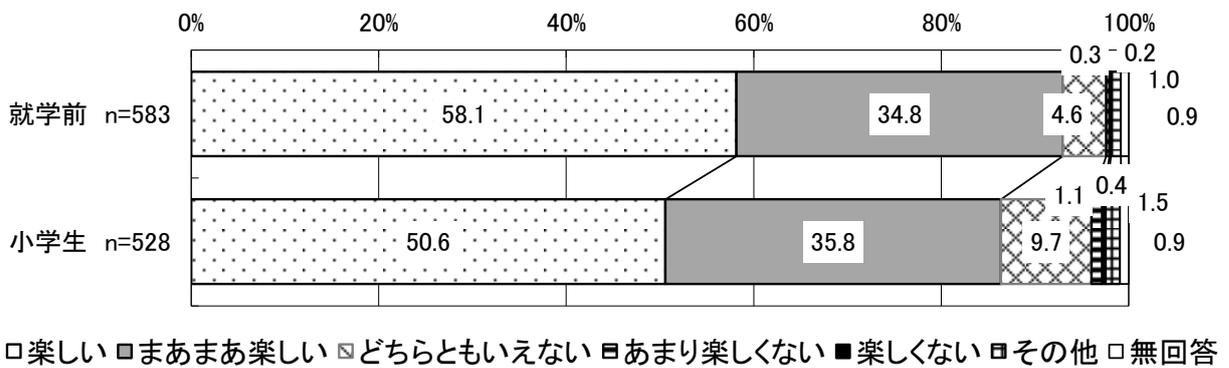
### (9) 児童虐待について

- 児童虐待について知っていることをみると、「児童虐待の防止等に関する法律」が最も高く、就学前が46.1%、小学生が48.1%となっています。
- 一方、「(いずれも) 知らない」の割合は、就学前が30.5%、小学生が27.5%となっています。



### (10) 子育ての気持ち

- 子育てをしている今の気持ちについてみると、「楽しい」又は「まあまあ楽しい」と回答した割合は就学前が92.9%、小学生が86.4%となっています。



## 資料 2. 吉岡町子ども・子育て会議

### 2-1 子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 6 月 17 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 本町に、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、吉岡町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議の最初の会議は、第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年吉岡村条例第48号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 2-2 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・平成25年10月1日～)

No.	条例	役職名	氏名	備考
1	児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者	社会福祉法人 吉岡会 吉岡町第三保育園 園長	河合 祖信	
2	児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者	学校法人 栗原学園 駒寄幼稚園 園長	栗原 みつ枝	～H26.9.30
		学校法人 栗原学園 駒寄幼稚園 主任	押江 恵美子	H26.10.1～
3	児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者	児童厚生員	大井 絹子	
4	学識経験者	群馬医療福祉大学 社会福祉学部 講師	田中 輝幸	
5	学識経験者	吉岡町議会 文教厚生常任委員会 委員長	小林 一喜	
6	関係行政機関の職員	吉岡町教育委員会	武藤 さゆり	
7	その他町長が必要と認める者	吉岡町主任児童委員	馬場 敦子	
8	その他町長が必要と認める者	吉岡町子育連	坂田 英男	～H26.3.31
			桑原 章人	H26.4.1～
9	その他町長が必要と認める者	明治小学校PTA会長	廣嶋 金太郎	～H26.3.31
			佐藤 康之	H26.4.1 ～H26.9.30
	公募による町民		佐藤 直美	H26.10.1～
10	その他町長が必要と認める者	駒寄小学校PTA会長	一倉 哲也	～H26.3.31
			木暮 俊之	H26.4.1 ～H26.9.30
	公募による町民		須藤 信子	H26.10.1～

## 吉岡町子ども・子育て支援事業計画

---

---

発行日 平成27年3月

発行 群馬県吉岡町

〒370-3692

群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地

TEL : 0279-54-3111 (代表)

企画・編集 健康福祉課 福祉室

---

---